

**「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答**

- ※1 ご提出いただいた質問については、本公募占用指針に基づいて公募占用計画を提出するにあたって質問がある場合に受け付けることとしているため、本公募に関係のない質問や本公募占用指針の内容の修正を求める意見については掲載しておりません
- ※2 国による調査によって得られた情報の提供に関する質問については、守秘義務対象情報であるため回答できません。別途、守秘義務対象情報の申請者を経由し、個別にお問い合わせください。

<区域共通>

番号	該当箇所		質問	回答
1	公募占用指針	第2章(1)	公募占用指針のFIT期間に、FIT認定を受けた一部の電力に就いて、電力需給契約者以外の事業者に対して相対の契約を結び売電することが可能かどうかを御教示いただきたい。	ご記載の「電力需給契約者以外の事業者」がどの事業者を指すか明らかではありませんが、FIT制度上、買取義務者は当該認定設備が所在するエリアを管轄する送配電事業者と定められているため、当該送配電事業者以外に対してFIT電気を売電することはできません。
2	公募占用指針	第2章(3)	パブリックコメントNo.18の回答において「なお、著しく低い供給価格を提示され、事業の実施能力のない事業者が選定されないよう、事業者選定プロセスにおいては事業実施能力をしっかりと評価いたします。」との回答となっているが、具体的に「著しく低い」供給価格のレベル感があればご教示願う。また、供給価格にかかわる「事業実施能力をしっかりと評価いたします」についても、具体的にどの点が重要視されるのかご教示願う。	例えば、記載された供給価格では、事業にかかる費用を考慮した場合に、利益を出すことが困難であると判断できる場合が想定されます。

3	公募占用指針	第2章(3)	<p>2020年11月27日の公募占用指針案へのパブコメ回答547番によると「FIT適用期間前の売電はできないと認識しているがよいか。調達価格以外での売電はFIT期間20年後以降に限られるという認識でよいか。」との質問に対して、「ご理解のとおりです。」という回答がなされて、試運転期間の売電ができないような回答になっている。陸上風力の場合は試運転期間(通常数か月)に発電した電気をFIT外で7円/kwh等で新電力に購入してもらい、事業採算性を向上させている。法律上売電できないという規制は無く、実務上も陸上風力で行われている試運転期間の売電を洋上に限ってできないとする根拠は何か。規制する根拠が無ければ無用な規制はかけないで頂きたい。民間事業者は国民負担を減らすべく、事業採算性を上げて、FIT買取価格を安く提案できるよう努力しているので、水を差さないで頂きたい。</p>	<p>FIT法第3条第5項において、調達期間の起算点は「再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時」と規定されており、調達価格等算定委員会の「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」において、同規定を前提に「法定耐用年数を基礎」として調達期間を定めることを決定しております。</p> <p>また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定される「法定耐用年数」は、資産の使用開始時から、その本来の用途、用法により通常予定される効果をあげることができる年数として定められているものであることを踏まえれば、「再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時」とは「当該設備の使用開始時」と解されることから、調達期間は、当該設備の使用開始時から起算して調達期間が経過する時点までとなることが原則となります。</p> <p>他方で、運転開始前に試運転を行うケースがある場合は、こうした試運転期間については収益を得ていないという前提の下、「試運転が終わり商用運転が開始された時点」を、「当該設備の使用の開始時期」として、調達期間の起算点とすることを認めています。</p> <p>以上の観点から、2020年11月27日の公募占用指針案へのパブコメ回答547番において「FIT適用期間前の売電はできないと認識しているがよいか。調達価格以外での売電はFIT期間20年後以降に限られるという認識でよいか。」との質問に対して、「ご理解のとおりです。」と回答したものです。</p>
4	公募占用指針	第2章(3)	<p>調達期間外の事業として、運転開始期限日以前の試運転による売電に就いて、パブリックコメントでは『想定していない』との回答を頂いているが、相対取引不可との理解で良いか。他方、太陽光及び陸上風力に於いては、FIT-in前の試運転で発生した電気は旧一電(新電力等)に売電している実績が見受けられます。</p> <p>※飽く迄も民間対民間の相対取引と整理致します。</p>	<p>同上</p>
5	公募占用指針	第2章(3)	<p>2020年11月27日の公募占用指針案へのパブコメ回答16番によると「一般送配電事業者の系統増強工事の遅れにより、運転開始日が運転開始期限日を経過した場合でも、調達期間は短縮されるのでしょうか。」という問いに対して、「一般送配電事業者の系統増強工事の遅れによる運転開始の遅延については、事業を実施する上で事業者が管理すべきリスクであると考えます。」という回答がなされている。事業者が当該リスクを管理しようとして、一般送配電事業との工事契約の中で、一般送配電事業者の工事遅延の場合に一般送配電事業者が遅延損害金を支払うよう要請しても、一般送配電事業者は遅延損害金の規定を工事契約に入れることを拒否している。これでは事業者はリスクを管理できない。経産省から一般送配電事業者に民間契約には通常入る遅延損害金規定を工事契約に入れるように指導して頂くことはできないか。できないとするともはや事業者が「管理すべきリスク」とはならず、運転開始期限を短縮しない扱いとしてもらわないと、管理のしようがないリスクが事業者に残る。管理のしようがないリスクを事業者が取ることになると、運転開始期限をマックスの8年とせざるを得ず、早期の運転開始日を提案することができない。ひいては調達価格を下げる提案ができず、国民負担が増えてしまうので善処を求めたい。</p>	<p>事業者間の契約内容については回答を控えさせていただきます。</p>

6	公募占用指針	第2章(3)	「確保されている系統容量が複数の系統契約によるものである場合は、系統契約毎に「事業の実施時期（運転開始予定日）」を設定、記載することは可能」との点について、FIT 認定についても、系統契約毎に申請、認定を取得（発電設備 ID も系統契約毎に取得）し、各々20年間のFIT 適用が可能、との認識で間違いはないか。	ご認識のとおりです。
7	公募占用指針	第2章(3)	仮に特定契約及び接続契約を締結する電力会社が法的倒産に至り、当該契約が解除されるに至った場合であったとしても、調達価格及び調達期間は変更されず、他の電力会社との間で再締結が可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	特定契約及び接続契約の締結先である一般送配電事業者が、業務の休廃止を行うためには経済産業大臣の許可が必要とされており、ご指摘のような状況は想定しておりません。なお、FIT 制度においては特定契約の相手方である買取義務者や接続契約の相手方である一般送配電事業者の事情により、認定事業者の調達価格及び調達期間が変更されることはありません。
8	公募占用指針	第2章(3)	系統契約毎に運転開始予定日の設定が可能となるが、使用前自主検査も系統契約毎に可能という理解で良いか。	使用前自主検査の実施に関しては工事計画を届け出る産業保安監督部に御相談ください。
9	公募占用指針	第2章(3)	港湾の使用時期が他事業者と重複した際の「事業者と国との間で必要な協議」について、想定している協議事項や協議期間があれば伺いたい。	港湾の使用時期の変更、使用港湾の変更等が可能かどうか確認し、その場合の公募占用計画の変更内容について協議させていただくことを考えております。協議期間は協議の状況によって変わります。
10	公募占用指針	第2章(3)	港湾の使用時期が他事業者と重複した際の「事業者と国との間で必要な協議」において、運転開始予定日のやむを得ない後ろ倒しに伴い、その時点において、より経済性や信頼性の高い風車機種への変更や使用船舶及びこれを所有する協力企業等の変更は認められるのか。	運転開始日のやむを得ない後ろ倒しに関わらず、第9章（5）に記載の基準を満たす場合には公募占用計画の変更が認められます。
11	公募占用指針	第2章(3)	港湾の重複があり運転開始期限日の延長が認められた場合、再エネ特措法の8年ルールに伴う期限日も延長されることになるのか。	ご理解のとおりです。
12	公募占用指針	第2章(4)	パブコメ No. 63 で「占用開始は、洋上設備の工事が開始する時点」との記載がある。一方、パブコメ No. 294 では、「工事開始前に占用許可を得た時点で、……占用料は発生する」との見解が示されている。一般的に、「占用許可を得て占用料の支払いを開始した時点」の後に、「洋上設備の工事が開始する時点」となる（若しくは、両者同時点）と理解するが、洋上設備工事開始前であっても条件を満たし許可を受けた時点で占用開始との理解で相違ないか。	工事着手時から占用を開始する必要がありますが、占用の許可がなされた日から占用を開始する必要はなく、別途占用開始日を設定することが可能です。占用料の支払いは占用開始日から発生します。
13	公募占用指針	第2章(4)	パブコメ No. 63 で「占用開始は、洋上設備の工事が開始する時点」とあるが、何を以て洋上設備の工事の開始となるのか。また、公募占用指針にある「海洋における建設工事着手日」も同様に、その定義は何か。	海洋再生可能エネルギー発電設備の基礎・ケーブル等の部材を、設置する工事を占用区域内で開始するとき、すなわち「洋上設備の工事が開始する時点」が「海洋における建設工事着手日」となります。
14	公募占用指針	第2章(4)	系統側の工事スケジュールによっては、選定事業者による洋上の工事開始が公募占用計画の認定から6年を超過する可能性がある（系統側の工事に合わせて洋上工事計画を設計することが、効率的・効果的観点から必須である）。このように系統側制約に拠る場合、占用開始期限「原則6年」を延長頂くことは可能か。	やむを得ない事情かどうか等、経緯を確認させていただき、その内容により判断させていただきます。

15	公募占用指針	第2章(5)	パブリックコメント No. 79 の回答に置いて「撤去費用の額を精査した結果、当初の公募占用経計画に記載した額を超えることもありえます。その場合でも撤去費用は設置者たる選定事業者が負担するものとなります。」との回答となっているが、それを踏まえて70%を超える部分について事業者がリザーブを積むことについては妨げられないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
16	公募占用指針	第2章(5)	パブリックコメント No. 159 において陸上設備の撤去費用の確保方法は審査対象外との回答だが、事業性を判断する上ではコストには含めるべきと考える。当該費用も事業計画に含めることで問題無いか。	問題ありません。
17	公募占用指針	第2章(5)	パブリックコメント No. 169 において「口座開設先は問いませんが、公募占用指針に記載した目的が達成できるよう、必要に応じて質権の設定が必要となる場合もあります。」との回答だが、質権設定が必要となる場合を具体的にご教示願う。	事業者が経営破綻した場合などにおいて、撤去費用積立口座につき、国が確実に、全額を引き出せることになっていれば、手法は問いません。当該手法には、質権設定が必要となる場合も含まれるものと考えております。
18	公募占用指針	第2章(5)	パブリックコメント No. 545 「FIT 認定の申請に当たって必要な要件については整理の上、公表することといたします。」と回答されているが、公表先をご教示願う。	資源エネルギー庁のHPにおいて公表することを予定しております。
19	公募占用指針	第2章(5)	パブリックコメント No. 95 では「撤去に関しては、技術面を含め評価の対象とはなりません。」、また No. 313 では「撤去方法については一部残置を前提とするか、全て撤去するかのみ記入ください」と回答されているが、これはつまり、様式 3-1-11 (別紙 9) には「公募占用指針第2章(5)3)「撤去に関する事項」を踏まえて、撤去方法の概要、撤去方法の詳細、想定される撤去費用の額及び算出根拠、撤去費用の確保に関する方法等について記載すること。」と記載されているものの、撤去方法の技術面に関する説明を記載する必要はなく、一部残置を前提とするか、全て撤去するかのみ記載すればいいのかご教示願いたい。	ご理解のとおりです。なお、LOI の添付は必要となります。
20	公募占用指針	第2章(5)	本項に関するパブコメ No. 168 (区域共通) では、LOI の保証額が(海洋施工費の70%)と指定されています。運転開始日に(見直しをしない限り)先の額の保証状を差し入れる義務があることは理解しておりますが、応札時に金融機関から取り付ける、撤去保証に関する LOI には、保証額の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。応札時に求められる、プロジェクトファイナンスレンダー候補からの LOI 取付においても LOI への金額記載は求められていないため、撤去保証に関する LOI に関して上記のご意図かと思いますが、パブコメ No. 168 のご回答では LOI に記載する金額を国が指定しているとも読み取れますのでお尋ねしています。	撤去保証に関する LOI には、保証額の記載は不要です。
21	公募占用指針	第2章(5)	公募占用計画には陸上変電所等海洋再生可能エネルギー発電設備以外の設備の撤去費用や撤去計画については一切記載する必要なく、記載した場合としていない場合において評価に差は出ないと理解しているが齟齬ないか。	海洋再生可能エネルギー発電設備以外の施設の撤去費用については、収支計画(場合によっては地域・国内への経済波及)の中で評価の対象となります。
22	公募占用指針	第2章(5)	公募段階では撤去費用は海洋における施工費の70%とする、との記載あるが、70%以上でなければならないという意図でないことを念のため確認したい。詳細な検討或いは実際に作業を行った結果、例えば60%となった場合でも、撤去が完了出来れば問題ないという理解で良いか?保証状の額として70%との点は理解しております。	撤去費用は、海洋における施工費の70%として記載してください。

23	公募占用指針	第2章(5)	<p>パブコメ No. 145 番の質問「撤去方法及び撤去費用を見直すことの承認を得るためには、如何なるプロセスで申請すればよいのか」に対し、「環境大臣の許可及び公募占用計画の変更手続きが必要となります」と回答されている。</p> <p>一方、指針では選定事業者は海洋における建設工事着手日までに撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、占用計画の変更することが求められている。</p> <p>環境大臣の許可が必要となるのは撤去工事着手日までであり、建設工事着手日までの占用計画変更の段階では不要との理解でよいのか。</p>	<p>建設工事着手日までに撤去方法および撤去費用の詳細な検討を行い、公募占用計画の変更をすることが必要です。</p>
24	公募占用指針	第2章(5)	<p>パブリックコメント No. 83 では、「～基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とされており、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」もこれと同様といたします。なお陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費用は「海洋における施工費」に含めません」と回答されているが、海洋における施工費の範囲には海洋に設置する発電設備の施工に要する資材購入費用は含めないという理解で宜しいでしょうか。陸上に設置する設備等の施工費及び施工に要する資材購入費用を海洋における施工費に含めないとあるが、あくまで陸上に設置する設備等の施工に要する資材購入費用のみを対象としているように読み取れるため、念のため明確に示していただきたく。</p>	<p>ご理解のとおり、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」には、海洋における施工に要する資材購入費用は含めないこととしております。</p>
25	公募占用指針	第2章(5)	<p>「なお、保証状は、～中略～撤去が完全に実施されたことが確認された後に返還する」との部分について、以下2点を確認したい。</p> <p>●デコミッションング LC について、撤去費用の支払日に間に合う時期の返還を可能としていただくことは可能か。質問の背景としては、保証状の返還手続きには相応の時間を要することが想定され、さりとて撤去業者への支払時期を後送りにもすることも難しく、事業者が過度なエクスポージャーを持つことも回避したいことがあります。</p> <p>●撤去工事自体が大規模な工事となり、工事実施者への費用支払が複数回に亘る場合が想定される。部分的な撤去が確認された場合には、当該撤去済み範囲に相当するデコミッションング LC 乃至は積立金を引き出して支払いに充当することは可能か（例えば工事期間が2カ年として、1年目で1/2相当数の風車および付随設備を撤去完了した場合、1年目の工事費支払時に全体の1/2の額を引き出すなど）。</p>	<p>●1点目について 通常、撤去工事が完了した後に支払日が到来するものと考えられますが、第2章(5)3 iv)による報告を受け、国土交通大臣が撤去の確認をできれば、保証状は速やかに返還します。</p> <p>●2点目について 撤去費用を積み立てしている場合は、当該積立てを撤去費用の支払いに充当することは可能です。</p>
26	公募占用指針	第3章(1)	<p>使用する港湾施設の面積は建設工事期間、維持管理期間、撤去工事期間でそれぞれ異なることが想定されますが、本公募における港湾施設の貸付料は、通常の港湾施設の使用料のように使用する港湾施設の面積に応じたものではなく、他の風力発電事業者の出力量比率での按分に応じた額となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
27	公募占用指針	第3章(1)	<p>海底深さの問題で海洋工事に要する作業船が港湾に入れないような一般港が一部存在するが、海底を削る等の工事を事業者側で請け負うことで、そのような一般港を本公募案件に使用できるように改造することは可能という理解で宜しかったでしょうか。また、その場合、当該一般港の現時点での利用可否を示すことは難しいため、事業者と港湾管理者間で調整した工事計画、又は関心表明書を提出する形でも問題ないかご教示願いたい。</p>	<p>航路や泊地の水深が不足する場合に事業者の負担で浚渫工事を行うことが可能かという趣旨の質問であれば、各港湾管理者の許可を得れば可能です。なお、港湾計画の変更手続き等が必要となる場合も想定されますので、時間的余裕をもって港湾管理者へ相談ください。この場合においても、浚渫等の工事が行われることを前提に、利用可否について港湾管理者の確認をとってください。</p>

28	公募占用指針	第3章(1)	<p>「港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾については、設置及び維持管理での利用を想定」とあるが、基地港湾の利用に係る以下2点について確認したい。</p> <p>●本事業の維持管理に伴う大規模修繕工事（SEP 船による拠点港利用をイメージ）と、他の洋上風力発電事業を含む他事業の建設工事の時期が重複した場合は、どちらが優先されるのか。</p> <p>●前述のケースで他事業の建設工事が優先され、本事業の維持管理に伴う大規模修繕工事が制約を受けた場合（実質拠点港が維持管理に利用できなかった場合）、当該期間の賃貸借料は免除いただけるのか。</p>	<p>事前に独占排他的な使用の期間として確保している者がいる場合は当該事業者が使用します。重複時の扱いは海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第8条に記載のとおりです。その他同契約書（案）をご覧ください。</p>
29	公募占用指針	第3章(2)	<p>国が行った調査結果と独自のデータ内容に大幅な乖離がある場合において、独自データを使用して公募占用計画を策定した場合、データの信頼度が低いと見做され評価が低くなることはあるか。</p>	<p>国が行った調査結果に基づき、明らかに現実的でない事業計画については、低く評価されることがあります。</p>
30	公募占用指針	第3章(2)	<p>系統提供事業者が有する「㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等」については、パブコメ No. 510 回答の通り自営線に関する借地契約等も承継される点は理解した。公募占用指針第3章(2)に基づき、情報提供されている「承継する系統容量に付随する事業資産等の情報」は全て開示済みであり、今後その「事業資産等」が追加されることはないとの理解で良いか。</p>	<p>系統提供事業者から提供を受けた系統に係る契約等の情報に関する提供情報について、現時点で追加の情報提供の予定はございません。なお、系統提供事業者が有する事業用資産等の承継については、公募占用指針第9章(4)2)及び別添5. のとおり、系統提供事業者と選定事業者間で承継の要否やその条件を誠実に協議・交渉いただくものです。</p>
31	公募占用指針	第3章(2)	<p>系統に係る接続契約について、未払分の工事費負担金等がある場合は、その支払スケジュール（支出想定時期）についても開示情報に含まれるとの理解で良いか。含まれていない場合は、公募で求められている適切な資金調達及び精緻な収支計画策定の上で必要情報となるため開示頂きたい。</p>	<p>支払いスケジュールについては開示情報には含まれていません。</p>
32	公募占用指針	第5章(1)	<p>パブリックコメント No. 214 でも質問がなされていた内容ですが、為念、確認させてください。本項記載の内容に基づく、コンソーシアムではなく SPC が公募参加者となる場合は、SPC の構成員は外国企業（国内に本店又は主たる事務所を有しない法人）でも可との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
33	公募占用指針	第5章(1)	<p>「SPC の議決権を有する企業の実績等についても公募占用計画の評価の対象となる」とあるが、議決権を有する企業が複数いる場合、本事業における役割や実績という点で、議決権の割合が評価においてどの程度評価されるのか。</p>	<p>本事業におけるどの役割をどの事業者が担うのか、明示してください。当該役割を担う事業者として記載された事業者の実績を評価することとし、複数の実績がある場合は最も評価が低い実績が評価対象となります。</p>

34	公募占用指針	第5章(1)	SPCにより公募へ参加する予定ですが、最終親会社（＝洋上風力の経験や知見のある従業員、資金力を有する会社）が、その100%子会社である中間持株会社を経由してSPCへ出資している場合、代表企業は中間持株会社となるのでしょうか。事実上の意思決定権を有している最終親会社を代表企業とすることはできないのでしょうか。また、当該中間持株会社が最終親会社へ委任状を発行すれば、最終親会社が公募手続きを行うことが許容されますでしょうか。さらにこの場合、他のSPC構成員は、①当該中間持株会社、②最終親会社のいずれ宛てに委任状を発行すべきかご教示いただけませんか。	前段において、SPCで公募に参加する場合、代表企業は構成員から選んでいただくこととなります。後段について、委任状を発行する場合は代理人宛てに発行して下さい。
35	公募占用指針	第5章(3)	第1次保証金の額には、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加える必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、第2次保証金および第3次保証金についても同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	公募占用指針	第5章(3)	一括・北側・南側を同時に応札する場合の第一次保証金額についての質問です。例えば一括と北側の両方に応札する場合、第一次保証金は各々について差入が必要なのでしょうか。それとも、一括の方について保証金を差し入れれば北側については保証金が不要となるのでしょうか。	一括の申請について保証金を差し入れている場合は、北側の申請については保証金は不要です。
37	公募占用指針	第5章(3)	「現金納付と保証状を併用することも可」との説明である一方で、様式集42ページの様式3-2-5の納付の方法欄には「※下記の何れかを選択し記載してください」と記載されている。仮に現金納付と保証状を併用する場合は、様式3-2-5の納付の方法欄の※とは異なるものの、両方を選択して1枚の様式で提出したいと考えるが差し支えないか。	差し支えありません。なお、その場合、※の記載は削除していただいで構いません。
38	公募占用指針	第5章(3)	本洋上風力発電事業等に関する令和2年11月27日付「ご意見の内容及びご意見に対する考え方（区域共通）」（以下「本パブコメ」）No.256において、「SPCを被保証人、SPC構成員を発行依頼者とする保証状を提出することは可能です。」とご回答頂いています。この点に関し、例えばSPCの株主3社が、持ち株比率に応じて保証状を個別に提出し、総額が必要額を上回るようにする方法のように、複数の株主が株式保有割合に応じて一定の金額に関する保証状をそれぞれ提出する方法が、第1次保証金の納付方法として問題ないことを確認させて頂ければ幸いです。	被保証人のSPCの構成員を発行依頼者とする複数の保証状の合計額が、保証に必要な額であれば問題ございません。

39	公募占用指針	第5章(3)	<p>応札時等に差し入れる保証状の枚数についての質問です。SPC を公募の応募者とする場合、パブコメ（区域共通）No. 256 では、SPC を被保証人、SPC 構成員を発行依頼者とするのが認められています。SPC 構成員は複数人いることから、応札時に差し入れる銀行保証状は複数枚に分かれていても、その合計額が、公募上要求されている金額であれば問題ないことを確認させていただきませんか。保証状を発行する際、実際には SPC 構成員やさらにその親会社が保証状発行銀行に対して裏保証を差し入れるのが通例ですが、構成員ごとに取り先銀行が異なることが質問の背景です。コンソーシアムで応札する場合には、公募占用指針 P25 に「コンソーシアムの形態で公募に参加する場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であれば足りる。また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。」と記載があり、複数枚の提出が認められています。SPC で応札する場合においても同様の取り扱いでよいことを念のためお伺いしている次第です。</p>	同上
40	公募占用指針	第5章(3)	<p>「コンソーシアムの形態で公募に参加する場合」は「保証状の合計額」が必要な金額であれば良い、との記載がございますが、SPC の形態で公募に参加する場合も同様の扱いである（複数の保証状の合計額で可）か、確認させて頂けますと幸いです。</p>	同上
41	公募占用指針	第5章(3)	<p>「保管金提出書を提出する前に、事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。」とのことだが、同項に記載されている手続には何日程度かかることを想定されているか。</p>	<p>具体的な手続きは、当局からお渡しする保管金払込書及び保管金領収証書をもって、日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）で保管金を払い込んで頂く必要があります。保管金払込書及び保管金領収証書の発行には、多くの時間を要しませんが、公募占用計画提出予定日の2週間ほど前にご相談頂ければと考えております。</p>
42	公募占用指針	第5章(3)	<p>第2次保証金として支払う額であった保証金が、系統工事のための保証金等との相殺により実質0円であったとしても、「支払うべき第2次保証金」を全額第3次保証金から控除するという考え方でよいか</p>	ご理解のとおりです。
43	公募占用指針	第5章(3)	<p>「なお本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第2次保証金の額とする」とされているが、保証金等の額は支払済金額（税込）を減じてよいとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
44	公募占用指針	第5章(3)	<p>「保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証状を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められる。」とあるが、第1次保証金を現金で納付し、第2次保証金と第一次保証金との差額分の金融機関の発行する保証状を提出することは可能であると考えて宜しいでしょうか？</p>	ご理解のとおりです。
45	公募占用指針	第6章(2)	<p>パブリックコメント No. 315 では、「関係行政機関の長等との調整の実績に関し、「本プロジェクトに関する調整実績」と「過去の調整実績」をどのように評価するかについては、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか等の観点から評価される」とあるが、親和性とは具体的にどのようなものを指すか。例えば調整期間、同様の関係行政機関、調整内容等という理解で相違ないか。</p>	<p>どのような事業の調整を行ったのか等について、本公募事業との親和性が高いか等の観点から評価します。</p>

46	公募占用指針	第6章(2)	パブリックコメント No. 352 には「御記載は、「国内に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するか」に関する御指摘と理解するが、学識経験者等の意見を踏まえる必要がありますが、当該事業者による事業が上記の観点にどの程度結びつくかという観点などが評価される」とあるが、これは工場の国内誘致が確定していなくても、誘致の見込み等をもとに波及効果を算出してもよいと認識で相違ないか。	御提案の内容の場合、当該見込みの根拠やその確からしさなどを確認しながら、学識経験者等の意見を踏まえ評価することとなると考えます。
47	公募占用指針	第6章(2)	資金計画、収支計画、事業計画は、何れも「事業者として選定された日」を起算日として（運転開始日ではなく）作成するという理解で良いか、ご教示願う。	資金計画、収支計画、事業計画は事業者として選定された日を起算日として作成ください。
48	公募占用指針	第6章(2)	「それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」とありますが、元請契約を予定している協力企業であること、協力企業から再委託を請ける企業であることの間には評価上の差はないという理解でよろしいでしょうか。例えば、建設に関する事業実施の実績の評価において、元請企業の実績が、元請であることを理由に、一次下請企業の実績よりも高く評価されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	公募占用指針	第6章(2)	「公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」とありますが、五島市沖の公募占用指針質問回答 No. 52 にて「元請契約を予定している者の下請けを受ける予定の企業についても、関心表明書が提出されていれば、協力企業として扱うことは可能です。事業者の役割に応じて評価することとなりますが、二次下請以降がその役割を担う場合は評価対象となります。」との回答がありましたが、本事業でも同じ整理となると理解してよろしいでしょうか。 例えば、EPC/O&Mの一次下請けや二次下請けでも関心表明書が提出されていれば、協力企業として評価対象になるという理解でよろしいでしょうか。	下請企業でも、関心表明書が提出されていれば、関心表明書を提出している協力企業として、事業実施体制の中で担う役割に応じて評価することとなります。
50	公募占用指針	第6章(2)	「EPC等」については、五島市沖の公募占用指針質問回答 No. 53 にて、「送变电設備に関するものも含め、EPC等を含めていただいて構いません。協力企業から元請契約を予定している企業についても、関心表明書が提出されていれば、協力企業として扱うことは可能です。」とありましたが、以下の認識が正しいか、ご教示いただけますでしょうか。 ・「EPC等」には風車の設計・建設・保守点検以外に、送变电設備の設計・建設・保守点検を含む ・その際の協力企業には元請、下請とも関心表明書が提出されていれば、協力企業として含まれる	海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計(E)・調達(P)・建設(C)や保守点検等(EPC等)について、役割ごとに実績を評価することとしています。 後段はご認識のとおりです。
51	公募占用指針	第6章(2)	促進区域内は、工事国有財産法上の占用許可は不要との理解で相違ないか。	促進区域内での工事実施等にあたっては、国有財産法ではなく、再エネ海域利用法に基づく占用許可が必要です。

52	公募占用指針	第6章(2)	パブリックコメント No. 62、No. 319 で「運転開始日以前に、商業運転することは想定しておりません。」とありますが、商業運転ではなく、試運転期間中の発生電力を個別に相対売電契約を締結した相手などに対して売電することは可能と理解してよろしいでしょうか。	No. 3 の回答をご覧ください。
53	公募占用指針	第6章(2)	「一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、調達期間を短縮する。」とあるが、実際の運転開始日が止むを得ない事由により公募占用計画に記載した事業実施時期より遅れた場合、FIT 認定から 8 年以内の運転開始であったとしても、必ず調達期間は短縮されるのでしょうか。 また、止むを得ない事由として、パブリックコメント No. 518 に挙げられている港湾の利用調整、新型コロナウイルス感染症の拡大等の情勢の変化以外に運転開始日の変更が認められ得る具体的な事象をご教示ください。	前段についてはご理解のとおりです。 後段について、他の具体的な事例は想定していません。
54	公募占用指針	第6章(2)	調達期間 20 年を超える期間を事業実施期間と設定し、事業の資金計画・収支計画（別紙 10）を作成することも可能とするのと同時に、実現可能性があるとは言えない場合には失格となるルールになっております。20 年以上先の売電価格は予見困難である中、実現性の評価基準につき具体例のご提示をお願いいたします。	FIT 価格による調達期間終了後の調達価格の記載については、必ずしも必要ではありません。記載する場合は、その設定根拠についてご説明いただき、その適切性について、第三者委員会の意見踏まえ評価します。
55	公募占用指針	第6章(2)	撤去の方法は海洋における設備の撤去について記載するだけでよく、陸上送電線などの設備に関する撤去方法および撤去費の記載は必要ないか。	「本促進区域内海域」において設置する施設の撤去について記載してください。
56	公募占用指針	第6章(2)	パブリックコメント No. 124 に海洋における施工費は基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とありますが、 1) 風車設置のためのプレアッセンブリヤードでの工事費は海洋における施工費に含まないと理解してよろしいでしょうか。 2) 陸上に設置するケーブルの工事費は海洋における施工費には含まないと理解してよろしいでしょうか。 3) 海洋における施工費には当該工事に係る共通仮設費、現場管理費、一般管理費も含まれると理解してよろしいでしょうか。	1)、2)、3) いずれもご理解のとおりです。

57	公募占用指針	第6章(2)	<p>内部収益率 (Project IRR) について、パブコメにて「税引前 Project IRR」との記載がございましたが、定義を確認させてください。NEDO のガイドブック記載の内容を念頭に置かれていると理解しておりますが、通常の IRR と比して以下のような点が異なる可能性があり、ご確認をお願い致します。また、ご回答次第では通常の事業計画において用いる IRR とは別に計算を行なうことが必要になりますが、もし NEDO のガイドブック記載内容に拘ることなく、事業者独自の計算による IRR 及びその前提を提示することで問題ない場合は、その旨をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算基準は運転開始日とのことですが、この場合は建設期間中の時間価値が一切考慮されなくなります。事業者の立場からは、FID 時点からの時間価値を考慮した IRR を計算することが当然であり、恣意的に運転開始日時点で各種費用を一括計上するようなことは致しませんので事業計画の前提とは異なることになります。また、例えば税金支払のタイミングについても建設期間中の P/L にも影響されるため、正確性の観点からも建設期間中を省くことは通常ございません。これらの点で通常用いる基準と異なりますが、あくまで比較指標として運転開始時を基準日として算出することで問題ないでしょうか。 ・ 撤去費用については積立時点でキャッシュアウトとして計算する前提でしょうか。NEDO のサンプルでは取扱いが不明確でした。なお、実際にはデコミ L/C を用いますので、積立との入れ替え部分が順次費用として計上される想定ですが、積立部分は CFADS からの控除ではなくデットサービスに含める可能性がございます。 ・ 税前 Project IRR とは、ピークル段階での課税前 CF を用いるということでしょうか。通常、税前という場合は各スポンサーレベルでの配当課税前の IRR を指すと解しておりますので、ご確認願います。ピークルレベルの課税はキャッシュフロー上で営業コストより上位に置かれ、その後の CF に影響を与えることから、これを除いた収益性を見ることは通常はございません。かかる定義の税前 Project IRR の記載が求められている場合、元利金返済前 CF に法人税等を足し戻した数値を用いて Project IRR を算出致しますが、前提に相違ございませんでしょうか (例えば固定資産税等の、利益への課税以外の公租公課は足し戻さないことを想定しております)。 ・ 事業者としては、通常 Project IRR ではなく Equity IRR を見て事業性を判断致します。この点、今回の公募で求められているのは Equity IRR ではなく (税引前) Project IRR であることを、改めてご確認頂けますでしょうか。 	<p>1 点目については、御理解のとおり、運転開始時を基準日として算出ください。</p> <p>2 点目については、御理解のとおり、撤去費用は積立時にキャッシュアウトとして計算する前提で事業計画を策定ください。</p> <p>3 点目については、御理解のとおり、ピークル段階での法人税課税前の元利返済前 CF を用いて算定ください。</p> <p>4 点目については、御理解のとおりです。</p>
58	公募占用指針	第6章(2)	<p>「債権を発行する場合はその種類及び発行条件」とありますが、「債権」とは「債券」の誤植と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「債券」の誤植です。</p>

59	公募占用指針	第6章(2)	<p>今回設定された調達価格上限額29円/kWhは税引前プロジェクトIRR10%を前提としており、コストの算定は、NEDOの2019年度成果報告書「洋上風力発電の発電コストに関する検討」における算定式をベースにしたものと理解しております。一方、同成果報告書ではキャッシュフローの試算結果が示されていないため、以下①～③についてご教示ください。</p> <p>①NEDOの「着床式洋上風力発電導入ガイドブック（最終版）」322頁には上限価格36円/kWhを算出した際のキャッシュフロー試算結果が示されておりますが、今回の上限価格29円/kWhは、上記と同一のキャッシュフローモデルを用いて算定されたのでしょうか。</p> <p>②IRRを含む収支計画の適切性が把握できる資料の提出が必要とのことですが、IRRの算定にあたっては、上記①のキャッシュフローモデルの構成に合わせる必要があるのでしょうか。その場合は、ガイドブック322頁において設定条件が不明とされていた「保険費」「予備費」「撤去費」のキャッシュアウトをどのように反映させれば良いか、以下ご教示ください。</p> <p>a) 保険費は、想定する発生額の総額を毎年度均等に配分するとの想定で良いか。</p> <p>b) 予備費は、実際に充当される時期・金額が不明につき、想定する発生額の総額を毎年度均等に配分するとの想定で良いか。</p> <p>c) 撤去費は、積立の時点でキャッシュアウトを認識する想定で良いか。</p> <p>③上記②にかかわらず、公募参加者が任意の前提条件を設定し、その条件を併記のうえIRRを示す方法でもよろしいでしょうか。</p>	<p>①について 今回の供給価格上限額29円/kWhは、第59回調達価格等算定委員会資料2（別添）に記載の各想定値をもとに、2014年度から2019年度の洋上風力発電（着床式）の調達価格36円/kWhと同様の手法で算出しております。他方、「着床式洋上風力発電導入ガイドブック（最終版）」320頁・322頁は当該調達価格のケースをふまえてNEDOが事業性評価のための算出条件を整理して示したキャッシュフローの試算例であり、同一のキャッシュフローではありません。</p> <p>②について 上記①のキャッシュフローモデルの構成に合わせていただく必要はございません。</p> <p>③について 比較指標として運転開始時を基準日として算出ください。</p>
60	公募占用指針	第6章(2)	オーナーの実績評価において、会社としての実績に加え経営陣や担当者の事業実績も評価の対象となるか。	事業実施実績は、人的体制も含めて第三者委員会の意見を踏まえて評価されます。
61	公募占用指針	第6章(2)	関係行政機関の長との調整の内容は、許認可等、直接事業の実施に関わるもののみでなく、地域経済への貢献などの調整実績を含むか	事業を長期的、安定的、効率的に実施するためには地域との共生が重要であるため、地域の主体となる関係行政機関の長等との調整能力を評価することとしています。 上記の観点から、適切と考えられる実績をご記載ください。
62	公募占用指針	第6章(2)	パブリックコメント No. 315 において関係行政機関の長等との調整実績は本公募に係る事業との親和性によって評価されるとあるが、具体的に親和性とは、主に公募占用指針別添 2、協議会意見取りまとめにおいて列挙されている項目についての調整経験の有無と考えて差し支えないか。他に想定している基準があればご教示願いたい	同上
63	公募占用指針	第6章(2)	コンソーシアムもしくはSPCにてオーナーの役割を複数社（SPCにおいては議決権をもつ複数社）にて担う計画を提出した場合、施工実績と同様に最も評価の低い企業の実績が評価されることになるのか。もしくは複数社の合計実績が評価されることになるのか。	複数の事業者が同一の役割を担うとする計画の場合は、その中で最も評価の低い実績一つを評価対象とします。

64	公募占用指針	第6章(2)	12月25日公表の2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略においては「再エネ海域利用法に係る公募占用計画の評価において、電力の安定供給を確保する等の観点から、強靱なサプライチェーン（国内又はそれと同等のもの）の形成を評価する。」とあります。本件公募の別紙12-1及び12-2においては、国内またはそれと同等のサプライチェーンの強靱化に資する提案が高く評価されるという理解でよろしいでしょうか。また、国内と「同等」とは例えばどのようなものが想定されますでしょうか。	電力の安定供給と将来的な電力価格低減の具体的な評価の観点は公募占用指針に記載のとおりです。
65	公募占用指針	第6章(2)	「国内経済への波及効果の見込み（国内への経済波及がどの程度見込まれるか、国内雇用がどの地域にどの程度増加するか、国内に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するか、国内の物流拠点等をどの程度利用するか等）」に関して「地域」の定義はどの粒度を指すか。県レベルか、または市町村レベルか。	特に限定的な定義を設けるものではありませんが、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を実施することを予定しています。
66	公募占用指針	第6章(2)	「国内経済への波及効果の見込み（国内への経済波及がどの程度見込まれるか、国内雇用がどの地域にどの程度増加するか、国内に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するか、国内の物流拠点等をどの程度利用するか等）」に関して「国内経済への波及効果」を計算するに当たって、「地域経済への波及効果」の雇用、投資額を「国内経済への波及効果」に含めることができると理解しているが、その理解で宜しいか。	「地域経済への波及」として記載された内容が、一地域にとどまらない経済波及効果をもたらすものと考えられる場合は、「国内経済への波及効果」に含めていただいで結構です。
67	公募占用指針	第7章(3)	公募占用計画は動画不可となっているが、公募参加者に対するプレゼンテーションが設定された場合に、動画の使用可否について改めて通知・連絡されるという理解でよいか。また、現時点で想定している連絡の時期について伺いたい。	公募占用計画の評価において、必要に応じて事業者へのヒアリングを実施する際には、詳細を連絡いたします。
68	公募占用指針	第7章(3)	パブコメ358番に関し、プレゼンテーションを行うのか、提出した占用計画を説明するのみなのかについては、それによって準備内容も異なり、場合によっては他社への委託等も発生するため、遅くとも1月中にはお知らせいただきたいと考えます。	同上
69	公募占用指針	第7章(3)	選定事業者に対して付される可能性がある留意事項について、 1) 付された留意事項の中で、どのような対策を採るかについても指定され、それに対する対応の可否が意見聴取の対象となるのでしょうか。 2) 付された留意事項の中に対策が含まれない場合、どのような対応策を採るかについては、事業者選定を確定する前の意見聴取に先立ち検討する時間が与えられると理解してよろしいでしょうか。 3) 事業者が検討する対応策の妥当性の評価はいつ、どのように行われるのかご教示ください。	1)、2) はいずれもあり得ます。 3) については、事業者への意見聴取後、可能な限り速やかに行います。
70	公募占用指針	第8章(2)	パブリックコメントNo.396より、「関係漁業者」等との協調・共生方法の評価では、協議会意見取りまとめの留意事項への配慮の観点が評価軸となるとの理解で相違ないか。	選定事業者には、協議会意見とりまとめを尊重した上で事業を実施していただくこととなります。なお、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を実施します。

71	公募占用指針	第8章(2)	パブリックコメント No. 402 では「事業計画の実現性」、「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」の各項目に関しては、公募占用計画の提出前にどれだけの長期間にわたり現地調査、地元関係者との調整を行ったかは評価対象ではなく、あくまで今後の対応に関する考え方、実施計画が評価されるとの理解でよいか」という質問に対し「御指摘の項目において、本案件にかかる調整期間の長さのみをもって評価することは想定していません。」と回答されているが、「事業計画の実現性」「関係行政機関の長との調整能力」「周辺航路、漁業等との協調・共生」については、これまで公募占用計画の提出前に現地調査、地元関係者との調整を行った内容や期間についても評価されるという理解でよいか。	公募占用計画に記載された内容は、公募占用指針に記載された確認の視点、確認方法の観点から第三者委員会の意見も踏まえて評価いたします。
72	公募占用指針	第8章(2)	関係行政機関の長との調整能力」において、事業会社が長年にわたり多数のプロジェクトを展開している場合において、個別の親和性ではなく様々な状況、多様な調整環境への対応経験として一定の評価を得ることは可能か。もしくは本案件に親和性のある一つの実績を持つことのほうがより評価されるか。	公募占用指針に記載された確認の視点、確認方法の観点から第三者委員会の意見も踏まえて評価いたします。
73	公募占用指針	第8章(2)	評価項目「事業計画の実現性」において風車の選定に対する評価は総合的に行われると理解しているが、当該信頼性については過去の稼働実績や認証取得の有無がエビデンスとなる理解でよいか	信頼性の根拠の示し方については、各事業者の事情等に応じて様々であると考えています。
74	公募占用指針	第8章(2)	12月15日に示された洋上風力産業ビジョン（第1次）において公募上は「安定的な電力供給」の項目でサプライチェーンの形成（国内調達率含む）が評価されるとの考え方が示された。本公募においても同様の考え方が適用されるという理解でよいか。またその場合の国内調達率を評価する際には契約ベースで数字の妥当性を確認するという理解でよいか。	電力の安定供給と将来的な電力価格低減の具体的な評価の観点は公募占用指針に記載のとおりです。
75	公募占用指針	第8章(2)	事業実施実績は、同じ役割を担う事業者が複数いる場合、最も評価の低い企業の実績が評価対象になるが、例えば維持管理で風車・基礎・ケーブルなど、複数の事業者が維持管理を担当することが多い。その場合は、風車・基礎・ケーブルの維持管理をそれぞれ実績を有する事業者が行うのであれば、総体的に評価されるという認識で良いか。	ご認識のとおりです。 その場合、どの会社がどの役割を担うのか、事業実施体制において明確に記載してください。
76	公募占用指針	第8章(2)	「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果のうち、No634への回答で「発電設備の設置及び発電事業の運営に関する実績の評価は、原則1つの代表的な実績を評価します。」とある。これは、「発電設備の設置」と「発電事業の運営」で同じ案件の実績を示す必要があるということか。その場合、発電設備の設置と運営を原則として同一企業が担わざるをえないという理解でよいか。	発電設備の設置（建設）実績と発電事業の運営実績は、同じ案件である必要はございません。
77	公募占用指針	第8章(2)	パブリックコメント No. 29、No. 389 で「公募選定時に迅速性や事業実現性を含めて評価」等とありますが、事業開始予定日が早く、かつその実現性が高い場合は、事業開始予定日が遅い場合と比べて高い評価を得られるという理解でよろしいでしょうか。	事業計画の実現性の評価においてスケジュールは評価の一要素であり、その他の要素も含めて第三者委員会の意見も踏まえて評価いたします。

78	公募占用指針	第8章(2)	パブリックコメント No. 396 では「同占用指針(案)第9章(7)の2)の(iv) 占用許可の条件では「選定事業者は、占用許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること」となっており、事業の実施においては、関係漁業者からの同意取り付けが不可欠であり、事業実現に大きな影響を及ぼすことから、第8章(2)の1)の事業実施能力に関する項目(80点)においての「確認の視点/リスク評価」においては、先行事業者が長年時間をかけてすでに取り付けてきた「関係漁業者」との合意に対して考慮されなくてはならない。更に、第8章(2)の「2)地域との共生や事業の波及効果(40点)」における「関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法の評価」では、今後どのように理解を得ていくか示すものとなっているが、リスク対応の観点で、先行事業者が長年時間をかけて取り付けてきたこれまでの「関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法」の合意に対する成果については確実に評価すべきである。」に対して「協議会とりまとめにおいて、選定事業者が協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電事業の整備に係る海域の利用について了承することとされております。そのため、協議会意見とりまとめの留意事項をどれだけ尊重した計画となっているかという観点からも評価することとなります。」と回答されているが、「どれだけ尊重した計画となっているか」を評価するにあたって「先行事業者が長年時間をかけてすでに取り付けてきた「関係漁業者」との合意」も含まれるのか。	当該合意が、協議会意見とりまとめの内容と整合的であり、それらに沿った事業計画となっている場合は、事業実現性に関する要素で評価されることはあり得ます。
79	公募占用指針	第8章(2)	経済波及効果については、その多寡をもってのみ一律に評価されるというわけではないとの理解で良いでしょうか。また、経済波及効果として記載した金額等の数値は、事業実施後にそれを証明することまでは求められていないという理解で良いでしょうか。	経済波及効果においてはその根拠も含めて評価の対象となります。また、計画に記載いただいた内容は実現していただくことが前提となります。選定事業者には公募占用計画の履行状況の定期報告徴収を行うこととしており、計画の履行状況によっては公募占用計画の認定の取消しもあり得ます。
80	公募占用指針	第8章(3)	事業実施実績の評価にあたり、国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績を評価するとあるが、より具体的には公募の対象となっている海域の自然・社会状況等を踏まえた実績を評価をするという理解で良いか	事業実施実績の具体的な評価の観点は公募占用指針に記載のとおりです。
81	公募占用指針	第8章(3)	関係行政機関の長等との調整能力は、①許認可の対応実績、②地方自治体等への事業の事前相談の実績、③事業に必要な港湾設備や用地の調整実績などが評価の対象となる認識でよいか。	事業を長期的、安定的、効率的に実施するためには地域との共生が重要であるため、地域の主体となる関係行政機関の長等との調整能力を評価することとしています。上記の観点から、適切と考えられる実績をご記載ください。
82	公募占用指針	第8章(3)	周辺航路、漁業等との協調・共生等に係る調整については、公募参加者自身が担うべきものであるため、協力企業の実績は含まないとされているが、関係行政機関の長等との調整実績についても同様に協力企業の実績は評価の対象外という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
83	公募占用指針	第8章(3)	「自然・社会状況」の「社会状況」とは具体的にどのようなことを含むか。例えば、人口数や人口構成、雇用問題などを指すと理解して良いか	例えば、洋上風力発電に係わる利害関係者を含む周辺社会環境や規制等を指します。

84	公募占用指針	第8章(5)	「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。」とある。SPCの議決権を有する企業（以下、各出資者）が果たす役割が、個別の契約によってのみ実行される場合と、各出資者からSPCへ出向等により人員が派遣され業務が行われる場合と公募評価上に差が生じ無いという理解で良いか。	御指摘の点については、事業実施体制がどのように組まれているのか等にもよるため一律にはお答え出来ません。
85	公募占用指針	第8章(5)	①風車の設置、②海洋土木工事、③発電所の運営（維持管理含む）が実績として評価されると理解しており事業者本人の実績も評価されていると理解しているが、事業者が出資しているSPCが他社に①～③の業務を委託した場合であっても実績の評価対象となるのか。	事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限ります。
86	公募占用指針	第8章(5)	パブコメ No. 440「複数の事業実施企業による事業実施体制・・・総体的に対象の実績を評価」とあるが、甲型JVであってもこれらを明確にすれば必ずしも評価が低い方の実績のみを評価対象とするわけではないとの理解で良いか。	甲型JVの場合でも、複数の事業実施企業による事業実施体制、人的体制や情報共有体制等が明確になっている場合には、それらの体制を踏まえて総体的に対象の実績を評価いたします。
87	公募占用指針	第8章(5)	「洋上風力発電事業の主な工程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。」とあり、今回③の発電事業の運営（維持管理を含む。）に「風力」が追記されたが、海上には風力発電所以外に栈橋・岸壁など様々な海上設備（鋼製構造物の減肉管理・防食等）が存在し、それらの維持管理は洋上風力事業との類似性があると考え、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。）の実績として記載し、評価対象になるのか。	設備の仕様や規模、本公募において担う役割等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いかという観点から評価します。
88	公募占用指針	第8章(5)	乙型JVの場合で、陸上変電所、陸上送電線自営線、海上の基礎工事、海上ケーブル工事等々複数の工区が分割されている場合、工区ごとに評価の重みづけはされるのか。	工区を細分化するか、一括とするかは公募参加者の判断によりますので、工区ごとに評価を行うことはせず、総合的な観点で評価を行います。
89	公募占用指針	第8章(5)	EPC等についての評価対象は協力企業の実績を含めることができるとあるが、この評価について、協力企業から【様式3-2-4】関心表明書のみならずより詳細な覚書等を取得した場合など、実現の蓋然性の観点から評価に差がつくことはあるか。	関心表明書の内容により評価に差をつけることは想定していません。
90	公募占用指針	第8章(5)	公募占用計画には決定している協力企業とその役割分担を記載すればそれぞれの協力企業の役割に応じた実績が評価の対象となり、その受注の形態（例：甲型JVか乙型JVか役割ごとの個別契約か）までは記載する必要は無いと理解してよろしいでしょうか。また、受注形態が結果として甲型JVとなった場合でも、公募占用計画に記載した協力企業が当該甲型JVに参加し、JV内での役割分担が人的体制や情報共有体制表等により明確になっていれば、協力企業の変更には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	前半についてはご理解のとおりです。後半については公募占用計画の変更が必要となります。

91	公募占用指針	第8章(5)	パブコメ No. 438 では、「評価対象となる過去の実績については対象期間の範囲は限定しない。」とあるが、パブコメ No. 471 にて「海洋土木工事の実績以外については対象期間に限定はない」との回答となっている。両者の回答に矛盾があるが、パブコメ No. 471 回答が誤植という理解で良いか（パブコメ No. 471 回答の「海洋土木工事の実績以外については、」が不要）。確認頂きたい。（つまり、海洋土木工事の実績につき対象期間は定められている（10年以内）のは公募参加資格としての実績であり、評価対象となる過去の実績については、対象期間の範囲は限定されない。）	ご理解のとおりです。
92	公募占用指針	第8章(5)	ファンドが SPC の構成員である場合の実績の評価に関して質問させていただきます。ファンドマネジメント会社はファンド A とファンド B を管理しており、ファンド A は他洋上風力案件への実績があり。本案件はファンド B から投資する場合でも、実績はファンドマネジメント会社にある（自らの実績と同等）といえる根拠があれば、実績が評価されるという理解で正しいか。	ご指摘の例では、ファンド B が公募へ参加する SPC の議決権を有する場合は、ファンド B が有している実績について評価することとなります。この際、親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価します。
93	公募占用指針	第8章(5)	実績の評価にあたっては、「役割に応じて想定的に評価する」ことになっていますが、1つの案件に出資している A 社と B 社がそれぞれ同一の役割で参画している場合、A 社を含むコンソーシアムと B 社を含むコンソーシアムで当該案件を実績をして申請した場合、その評価は同水準という理解でよいでしょうか。	ご指摘の例では、全く同じ役割を担う2者が、全く同じ過去の実績を有する場合には、同水準の評価となります。
94	公募占用指針	第8章(5)	「親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価する。」とあるが、その根拠として固有名詞での組織図+その人物の経歴書などがエビデンスとなるという理解でよいか。	根拠資料や説明方法は事業者によると考えられるため、各事業者にて適切な説明をお願いします。
95	公募占用指針	第8章(5)	パブリックコメント No. 430 において、「甲型 JV の場合は JV の中で最も評価の低い実績を採用します。」と回答されていますが、これは、協力企業（EPC）候補として複数の甲型 JV を記載した場合の評価方法を意味するのでしょうか。	当該回答は、甲型 JV（特定 JV を想定）を協力企業として記載した場合、JV を構成する企業が有する実績の中で最も評価の低い実績を採用することを示したものととなります。
96	公募占用指針	第8章(5)	【様式 3-1-3】別紙 1：各企業の役割に応じた実績に関してですが、「2. 海洋土木工事に係る実績」のみ、「b. 実績の詳細」部分に「代表的な実績の概要を1件ずつ記載すること。」とございます。パブリックコメント No. 634 でも質問なされていた中で、ご回答に「発電設備の設置及び発電事業の運営に関する実績の評価は、原則1つの代表的な実績を評価します。海洋土木工事に関する航路や漁業等との利用調整を行った実績については、調整の経験を評価することが適切と考えられるため、代表的な複数の実績を踏まえて評価することが適切であると考えています。」とありますが、「1. 発電設備の設置及び運営に係る実績」については、各社の役割ごとに1件ずつの役割、「2. 海洋土木工事に係る実績」については、各社の役割ごとに複数件の役割が評価の対象となるという理解で正しいでしょうか。為念、「原則1つの代表的な実績」の解釈を確認させてください。また、「原則1つの代表的な実績」とあるところ、「原則」に対し例外的な評価がなされる具体的なケースをご教示ください。	「1. 発電設備の設置及び運営に係る実績」については、各社の役割に対応する実績1件について評価を行い、「2. 海洋土木工事に係る実績」については、各社の役割に対応する複数件の実績を踏まえて評価を行います。原則の例外としては、公募参加者が代表的な実績を一つに絞り切れず複数記載した場合を想定しておりますが、複数記載したから評価が高くなるとは限りません。

97	公募占用指針	第8章(5)	<p>パブリックコメント No. 479 に「御記載の案件については、本公募の開始時点では風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営いずれも完了していないと考えられるため、事業実施の実績としては評価の対象外となると考えます」とありますが、以下の実績はいずれも各企業の役割に応じた実績として評価の対象となると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>①本公募開始（2020年11月27日）以降、公募占用計画提出までに完了した風車の設置、海洋土木工事に関する実績 ②本公募開始（2020年11月27日）以降、公募占用計画提出まで開始した発電事業の運営に関する役割に応じた実績</p>	①、②ともに評価の対象となります。
98	公募占用指針	第8章(5)	<p>事業実施実績について、コンソーシアム内に国内での洋上風力実績のある企業がない場合でも、例えば海外での洋上風力のオペレーション経験のある企業と、国内、秋田県で陸上風力を運営し自然、社会条件に知見を持つ企業で役割を分担しそれに応じた実績を適切に記載することで、同等の評価を得ることが可能という理解でよいか</p>	<p>複数の実績が記載されている場合、最も評価の低い実績を採用します。</p> <p>複数の事業実施企業による事業実施体制、人的体制や情報共有体制等が明確になっている場合には、それらの体制を踏まえて総体的に対象の実績を評価いたします。</p>
99	公募占用指針	第8章(5)	<p>「※海洋土木工事については、航路や漁業との利用調整を行った実績を含めて評価する」とある一方で、パブリックコメント No. 434 では、「周辺航路・漁業との協調・共生に係る調整については、公募参加者自身が担うべきものであるため、協力企業の実績を含みません」とある。この点、実際の海洋土木工事は公募参加者自身ではなく委託を受けた協力企業が行う場合、この協力企業が過去に実際に自らこういった周辺航路や漁業との協調・共生に係る調整を行っていた場合でも、協力企業の実績に含めても評価されないのか</p>	ご理解のとおりです。
100	公募占用指針	第8章(5)	<p>「海洋土木工事についてはその他用途の着床式構造物の実績を親和性の高さ（規模含む）から相対的に評価する」とあるが、親和性が高いと判断する具体的な基準があればご教示いただきたい</p>	<p>今回設置する着床式洋上風力発電施設と、施設規模、構造形式、設置水深、施工方法等の観点と考えられますが、第三者委員会の意見等もいただきつつ、判断してまいります。</p>
101	公募占用指針	第8章(5)	<p>関係行政機関の長との調整実績について、事業体がSPCとなることが予想されるが、調整実績について、人的体制や情報共有体制等が明確になっている場合、調整した人間の所属がSPCか親会社であることによる評価差は生じないという理解でよいか。</p>	<p>関係行政機関の長との調整実績に関しては、コンソーシアムやSPCで参加している場合には、その構成員の実績も含めて評価します。また、公募占用計画提出時に、複数の事業実施企業による事業実施体制、人的体制や情報共有体制等が明確になっている場合には、それらの体制を踏まえて総体的に対象の実績を評価いたします。</p>
102	公募占用指針	第8章(5)	<p>「親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績か。又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか。」について、SPCの構成員の親会社が外資系企業の場合は、海外本社・支社の実績は評価されるか。「人員体制や情報共有体制により」とあるが、本件評価に含める際の基準は具体的に何か（親会社の実績の場合、親会社の担当者（実績を有する人材・チーム等）の本件への関与などが）。</p>	<p>根拠の示し方については、各事業者の事情等に応じて様々であると考えています。事情に応じて同等と判断できる根拠をご検討し公募占用計画において説明ください。</p>

103	公募占用指針	第8章(5)	事業実施主体（＝SPC が選定事業者となる場合、SPC の議決権を有する企業）が①風車の設置、③風力発電事業の運営を担い、協力企業が②海洋土木工事を担うことを想定している場合、事業実施主体自らが②の海洋土木工事の実績を持たないことがあるが、これは失格要件には該当せず、協力企業について②の実績を示せば良いという理解で良いか	ご理解のとおりです。
104	公募占用指針	第8章(5)	パブコメ No. 87、No. 92 に記載の通り「本促進区域内海域以外の海洋再生可能エネルギー発電設備」及び「陸上に設置する変電施設・送電線等」は、公募占用計画への記載は不要と認識している。なお、事業計画上は「本促進区域内海域以外の海洋再生可能エネルギー発電設備」及び「陸上に設置する変電施設・送電線等」の撤去費用は計上すべきであり、その撤去費用担保については事業者独自に提案すべきものであるという理解だが相違ないか。供給価格の算出及び収支計画においては、促進区域外の撤去費用も適切に計上されているか評価頂きたい。	ご理解のとおりです。
105	公募占用指針	第8章(5)	撤去については、「促進区域内海域に設置する海洋再生可能エネルギー発電設備」が対象との理解だが、海底ケーブルについては促進区域内から促進区域外まで一体的に繋がっているが、促進区域内外の境界で明確に区切ることで良いか。	ご理解のとおりです。
106	公募占用指針	第8章(5)	サプライチェーンの評価対象について、洋上設備と陸上設備、ハード面とソフト面での供給体制について評価に比重があればご教示頂きたい。	電力の安定供給と将来的な電力価格低減の具体的な評価の観点は公募占用指針に記載のとおりです。
107	公募占用指針	第8章(6)	パブリックコメント 490 において、「先行経験を有する企業等から当該業務の知見・経験につき習熟した人員の採用、技術提供契約その他手段により、自らの組織内に当該人員を雇用等し、当該人員の知見・経験を組織内に移植した状態に至っている場合」、当該人員の実績評価については「評価対象の業務の実施体制を示し、実態上、当該業務遂行にあたっての実績を事業実施企業が有しているとみなせると言える根拠を示す必要」があるとされますが、当該実績については別紙 1 において、「実績を有する者」の欄に当該人員名を記載、「自らの実績か、又は実態上これと同等といえる根拠があるか。」の欄に詳細な説明を記載し、かつ別紙 4 において事業実施体制を説明することでよろしいでしょうか。	根拠資料や説明方法は事業者によると考えられるため、各事業者にて適切な記載・説明をお願いします。
108	公募占用指針	第8章(6)	パブコメ 451 で記載されているように、協力企業の下請け企業であっても LOI を提出すれば実績の評価対象となると認識している（LOI 提出時のみ評価されるとの認識）。この評価については、協力企業と同様、役割が重複する場合は最も評価が低い企業の実績が適用されるとして良いか。また、役割ごとに評価されると考えて良いか。	同じ役割に対して複数の実績が示されている場合は、最も低い評価となる実績を採用します。
109	公募占用指針	第8章(6)	公募占用指針 第8章(6) 1) i) で記載されているように、原則、公募占用計画に記載した協力企業を活用する必要がある。特定の機能・役割に関して、LOI を提出している企業が複数存在した場合、基本的には特定の企業（例えば A 社とする）と進めることを前提とし、A 社以外の企業群を「バックアップの機能・役割」として定義することは可能か（もちろん、A 社以外からはその旨理解頂いている前提とする）。また、その場合、A 社の能力にて評価されるとして良いか。	公募占用指針第8章（5）1）に記載のとおりです。

110	公募占用指針	第8章(6)	<p>公募占用指針 第8章(6) 1) i)で記載されているように、原則、公募占用計画に記載した協力企業を活用する必要がある。しかし、一方で、(洋上に限らずではあるが)開発業務においては、様々な不測の事態が生じることは往々にして存在し、それらに適切に対処する必要があることから、その他企業をバックアップとして活用できる様に選定しておくことには一定の価値がある。その際、LOI 取得なしにバックアップ施策(企業名含め)を記載することは評価されないのか。やはりその場合であっても LOI 取得は必要となるのか。また、LOI を取得した場合には、バックアップであったとしても最も能力の低い企業で評価されることになるのか。</p>	<p>LOI 取得していない協力企業をバックアップ施策(企業名含め)として計画に記載いただくことは可能です。 事業の実施実績の評価については、関心表明書を提出している企業の実績については評価の対象となります。複数の実績が示されている場合は、その中で最も評価の低い実績を採用します。</p>
111	公募占用指針	第8章(6)	<p>海洋土木の実績評価については、本件への親和性の観点から、日本の自然条件や航路安全、漁業者との調整が重要であるため、必ずしも一概に海外洋上風力実績の方が国内の海洋土木工事よりも高く評価されるわけではないとの理解で良いでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
112	公募占用指針	第9章(4)	<p>長崎五島のパブコメ No. 25 回答により、本案件も改正 FIT 法による認定失効制度の対象と理解しているが、認定失効制度の③例外にある「開発工事への準備・着手が公的手続きによって確認された場合」は、具体的にどの手続きが対象となるか。促進区域内海域の占用の許可の申請は、当該手続きに該当するとの理解で良いか。</p>	<p>再エネ海域利用法の適用を受けた FIT 認定案件について、認定を受けた公募占用計画に記載された事業実施時期起算日の1年後の日までに、①系統連系工事着工申込書が一般送配電事業者によって不備なく受領されていることと、②工事計画届出もしくは環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知が出されていることを経済産業大臣が確認していること、の2つの要件が満たされれば、開発工事への準備・着手が公的手続きによって確認されたこととなり、失効期間は、認定を受けた日から選定事業者が公募占有計画に記載した事業実施時期起算日までの期間に20年を加えた期間となり、実質的に失効リスクは取り除かれます。なお、「促進区域内海域の占用の許可の申請」は、開発工事への準備・着手が公的手続きによって確認された場合に該当しません。</p>
113	公募占用指針	第9章(4)	<p>系統に係る接続契約について、譲渡対価の算定における②諸経費相当分の「工事費負担金等(未払分を含む総額)」は消費税等相当額を除く金額との理解で良いか。</p>	<p>諸経費相当分には消費税等相当額を含みます。</p>
114	公募占用指針	第9章(4)	<p>系統情報開示の中に自営線予定地の用地契約情報は無い場合、継承される借地契約等は無いという理解で良いか。また情報開示以降に先行事業者が締結した契約は継承しなくてよいか。</p>	<p>公募占用指針第9章(4)2)記載のとおりです。</p>
115	公募占用指針	第9章(5)	<p>「なお、施設の一部を残置する公募占用計画を作成した場合には、建設工事着手日までに撤去工事の実施候補者を含む施設の撤去方法を具体化し公募占用計画を変更しなければならない。」とありますが、パブリックコメント No. 99 (一部残置を前提とした公募占用計画を作成した場合、撤去工事着手までに環境大臣の廃棄の許可を得て、公募占用計画を変更してください)より、ここでの「建設工事着手日」とは撤去工事着手日を指しているとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>建設工事着手日までに撤去方法および撤去費用の詳細な検討を行い、公募占用計画の変更をすることが必要です。</p>

116	公募占用指針	第9章(5)	撤去工事の実施候補者に係る公募占用計画の変更について、「建設工事着手日までに撤去工事の実施候補者を含む施設の撤去方法を具体化し、公募占用計画を変更しなければならない」とあるが、パブコメ314番(P48)の回答においては「撤去工事の実施候補者についても、撤去方法が具体化した段階で、撤去工事着手日までに公募占用計画に記載すること」とされている。上記より、撤去工事の実施候補者は、建設工事着手日までに決定の上、公募占用計画の変更を実施し、その後変更が生じた場合は、撤去工事着手日までに、再度、公募占用計画の変更を行うことにより、撤去工事実施者を変更することができる、との理解で間違いはないか。	ご理解のとおりです。
117	公募占用指針	第9章(5)	EPC等についての実績評価について、評価対象となった協力企業は公共の利益の増進又はやむを得ない事情がある場合に変更可能と理解しているが、経済性を理由とした変更は公共の利益の増進またはやむを得ない事情に該当するか。仮に変更後の協力企業に事業実施能力があることが認められれば、経済性を理由に協力企業の変更が可能かご教示頂きたい。	公募占用計画の変更を認める場合の基準は公募占用指針第9章(5)1のとおりです。
118	公募占用指針	第9章(5)	公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、「審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくない」とある。また公募に関する質問への回答206番で「公募占用計画の変更を行う場合、評価の結果が下がるような変更は認めていない」とある。当該文言で指す「評価の結果」は、定性面の120点も指すものとの理解か。例えば、評価時点から風車の機種を変更した場合は実績のみならず、サプライチェーン、基礎設計、レイアウト、工程等全てに多大なる影響が生じ、入札時点の計画は大きく変更となる。入札時の計画が大きく変更する事は公平性の観点も担保できない為、「評価の結果が下がるような変更」と理解して宜しいか。	公募占用計画の変更を認める基準については、公募占用指針第9章(5)1のとおりです。
119	公募占用指針	第9章(5)	公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、「審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくない」とある。また公募に関する質問への回答206番で「公募占用計画の変更を行う場合、評価の結果が下がるような変更は認めていない」とある。当該文言で指す「評価の結果」は、定性面の120点も指すものとの理解か。当該文言で指す「評価の結果」は、定性面の120点も指すものとの理解か。例えば、評価時点の風車から、実際に採用する風車のローター径が長くなり、風車単機ベースのSweep Areaが大型化した場合、風車の影による影響や、鳥類の活動への影響、景観への影響などが悪化したと考えるステークホルダーが一定程度存在するものと考えられる。これは「評価の結果が下がるような変更」と理解して宜しいか。	同上
120	公募占用指針	第9章(5)	公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、「審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくない」とある。また公募に関する質問への回答206番で「公募占用計画の変更を行う場合、評価の結果が下がるような変更は認めていない」とある。当該文言で指す「評価の結果」は、定性面の120点も指すものとの理解か。洋上風車は5%以内の出力変更であれば、認証機関より発行される型式認証に影響を与えないものと理解しているが、これを超える範囲での変更は「評価の結果が下がるような変更」と理解して宜しいか。	同上

121	公募占用指針	第9章(5)	「風車の最新型への変更等に伴う公募占用計画の変更内容が、再エネ海域利用法18条第2項各号の基準を満たす場合には認められる」とあるが、「風車の最新型への変更」の内容については、風車メーカーの変更を含めた機種の変更との理解で間違いはないか。(公募から風車調達契約の締結まで、数年以上の期間を要することから、当該期間中に風車の大型化やメーカーの合従連衡など、事業者が予見できない事象が容易に起こり得ることを踏まえての質問)	御理解のとおりです。
122	公募占用指針	第9章(5)	認定公募占用計画の変更にあたっては、「審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくない」とございますが、ここでいう「評価の結果が下がる」というのは公募の結果に影響する合計点の減少を指しており、個々の評価項目レベルでの得点の減少を意味するものではないとの理解ですが、誤解が無いか確認させていただきますと幸いです。	御理解のとおりです。
123	公募占用指針	第9章(5)	外国企業(日本国内に拠点を持たない法人)への議決権(持分)譲渡は可能か、御教示頂きたい。	SPC 設立後の議決権の変更に関し、資本の国籍のみでその変更の可否を判断するのではなく、法第18条第2項第1号及び第2号の基準を踏まえて個別に判断されます。
124	公募占用指針	第9章(5)	議決権なしの株式譲渡については、公募占用指針に記載の㊦㊧㊨に該当しないため、原則として公募占用計画の変更が許可されるとの理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。
125	公募占用指針	第9章(5)	パブリックコメント No. 535 によると、SPC の構成員が複数であり、いずれの構成員も「評価の対象となった事業者」である場合、かかる構成員の“合計の議決権保有割合”が2/3未滿(運転開始日前)又は1/2以下(運転開始日後)になるような譲渡が㊩「評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模を下回ることとなる場合」に該当する、すなわち、㊩については、単独の構成員の議決権保有割合で判断されるわけではない、とのことではありますが、ある「評価の対象となった事業者」である SPC 構成員 A (議決権の最も大きい企業ではない) が公募占用計画の認定後、その議決権保有割合の大半を他の「評価の対象となった事業者」SPC 構成員 B に譲渡しても、SPC 構成員 A が譲渡後の保有割合にかかわらず議決権を保有している限りにおいては、当該公募占用計画の変更は許可されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	公募占用指針	第9章(6)	パブリックコメント No. 545 に「FIT 認定の申請に当たって必要な要件については整理の上、公表する」とありますが、公表される時期をご教示ください。	事業者の予見可能性を損なわないよう、FIT 認定の申請に当たって必要な要件について整理出来次第、資源エネルギー庁の HP において公表することを予定しております。
127	公募占用指針	第9章(6)	パブリックコメント No. 691「現在、発電側基本料金は制度設計中であり、回答は差し控えさせていただきます。」との回答だが、進捗があればご教示願う。	現在、発電側基本料金は制度設計中であり、回答は差し控えさせていただきます。
128	公募占用指針	第9章(6)	占用許可の条件として「書面にて協議会構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。」とあるが、協議会構成員の各漁業協同組合より了解頂いた書面を受領すればよいということか。また、了承いただく書面のフォーマットがあれば公表頂きたい。	ご理解のとおりです。利害関係者の同意書についてフォーマットは用意しておりませんが、事業者選定後に必要に応じて相談させていただきます。

129	公募占用指針	第9章(7)	促進区域の占用は国土交通大臣の許可に基づくことは公募占用指針に記載あり、同許可に基づき事業者は同海域を占有することになると理解するが、同海域に、漁業組合向けに漁業権が付されている場合、同占用許可と漁業権のどちらが優先されるのか、御教示いただきたい。	事業者が占有している区域においても占有を伴わない漁業活動を行うことは可能です。また、共同漁業権などの漁業権が設定されている区域であっても占有許可を行うことは可能です。ただし、占有許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを、占有許可の条件としています。
130	公募占用指針	第9章(7)	海洋再生可能エネルギー発電設備（変電設備等を含む。）の占用料に就いて、投影面積に基づき算定されると規定されているが、投影面積の具体的な計算式を御教示頂きたい。	投影面積は、工作物が占有する面積と上空占有する面積となります。上空占有は、風車のロータの旋回により占有する面積となります。
131	公募占用指針	第9章(7)	「選定事業者は、占有許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。」とありますが、協議会意見とりまとめに記載の「協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合には、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承する」という基準に基づいて了解が得られると理解してよろしいでしょうか。	関係漁業者の判断によります。
132	公募占用指針	第9章(7)	「施設の一部を残置する公募占用計画を作成した場合においては、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに公募占用計画を変更していること」とありますが、パブリックコメントNo.99（一部残置を前提とした公募占用計画を作成した場合、撤去工事着手までに環境大臣の廃棄の許可を得て、公募占用計画を変更してください）より、ここでの「建設工事着手日」とは撤去工事着手日を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事着手日までに撤去方法および撤去費用の詳細な検討を行い、公募占用計画の変更をすることが必要です。
133	公募占用指針	第9章(7)	「占用水域を洋上風力発電以外の目的に利用しないこと」について伺います。漁業振興を目的として占用水域内に人工漁礁を設置することが、法第10条2項の「促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるもの」に該当しない場合、当該目的外使用には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	人工漁礁の設置が必ずしも法第10条第2項に該当するものではありませんが、占有許可に当たっては、個別具体的に協議させていただきます。
134	公募占用指針	第9章(7)	占有料の支払方法について、「国土交通省が発行する納入通知書により納めるものとする。」とあるが、占有料の支払時期は占有対象期間に対して前払いでの支払となりますでしょうか。具体的な支払期日等をご教示ください。	当年度分の支払額に対する納入告知書を当年度中に発行し、支払って頂きます。具体的には、遅くとも3月までに国土交通省が納入告知書を発行し、納付期限までに支払って頂くこととなります。
135	公募占用指針	第10章(2)	本連系および暫定連系における系統連系先（接続地点）と連系電圧は、促進区域を指定する際に系統提供事業者から提供のあった情報に基づく連系地点と連系地点における電圧との理解で良いか。（即ち、提供事業者からの情報と異なる地点や電圧での連系は認められないとの理解で良いか。） パブコメ No. 585 では「暫定連系も含めて当該系統以外を活用することは認められない」と確認頂いて居りますが、これは令和元年5月17日にて閣議決定されて居る”海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針”に記載されて居る公平性・公正性・透明性確保の観点からと理解しますが、上記ご確認御願ひ致します。	提供された系統契約を承継するため、本連系地点は変更出来ませんが、連系地点の電圧、電源線の施工主体、暫定連系地点及び電圧については、個別に一般送配電事業者との協議が可能です。

136	公募占用指針	第 10 章 (3)	書類の作成・質問等に用いる通貨は日本円とされているが、金額単位は公募参加者が任意に設定するとの理解でよろしいでしょうか。(単位：百万円・百万円未満切捨て等)	ご理解のとおりです。
137	公募占用指針	第 10 章 (3)	「書類の作成・質問等に用いる言語は日本語」とあるが、公募占用計画に添付する資料の原本が日本語以外の場合、どの程度までの和訳が必要か。(日本語での要約を付す、若しくは全て日本語訳する等)	公募占用計画の審査・評価に当たっては、日本語の資料のみを評価します。
138	公募占用指針	別 添 2 3. (2)	基金への出捐のスケジュールについて、事業者選定後に選定事業者が協議会関係者と協議の上決定することは理解しているが、別紙 10 の資金計画及び収支計画策定上は(最終年度に全額を計上するなど明らかに不適切な例は除き)、出捐の時期による事業実現性の評価の差はないと考えてよいか。	基金への出捐は選定後の協議事項であるため、公募段階では事業者の一定の想定の下に提出いただくこととなるため、一定の合理的説明がなされていれば、出捐の時期による評価の差は想定していません。
139	公募占用指針	別 添 4 2. (3)	金融機関からの LOI の内容が評価対象とならず、金額記載も任意であることから、適格な金融機関からの LOI が一通あれば、公募参加資格のうち「2(3)事業実施のための資金的裏付けがあること」を満たす理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	公募占用指針	別添 4 3	「(公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと)」とあるが、「SPC 参加の場合」においては、「コンソーシアム」を「SPC の議決権を有する企業」と読み替えると理解でよろしいでしょうか。なお、上記の解釈は公募占用指針 p. 18 (第 5 章 (1) 1) 第三段落の記載に基づいております。	ご理解のとおりです。
141	様式集	3. 記載内容	「写しには、公募参加者及びコンソーシアム又は SPC による構成員の企業名、協力会社、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)は行わないこと。」とありますが、電子データにも記載は行わないことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	様式集	3. 記載内容	「写しには、公募参加者及びコンソーシアム又は SPC による構成員の企業名、協力会社、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)は行わないこと。」とありますが、3.2 公募申込書及び資格審査書類(様式 3-2-1~様式 3-2-8)の写しに関しては、正本から企業情報のみを塗り潰すといった対応となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	様式集	3. 記載内容	パブコメ 612 番において、副本における企業名等のマスキングは黒塗りとする回答がありましたが、すべてが黒塗りになると、例えば役割と実績の対比も困難になるため評価上不適切ではないでしょうか。A 社、B 社とするべきではないでしょうか。	副本を評価する上で支障があると想定される場合は「A 社、B 社」のように記載ください。
144	様式集	4. 書式等	「A4 サイズでの記載が困難な場合には A3 サイズでの提出を認める」とありますが、A3 サイズで提出するものに関しては、A4 サイズ縦長に折り込み A4 サイズのものとともに綴じ込む形態でも、あるいは折り曲げずに A3 のものだけを別途纏めて綴じ込む形でも、いずれでも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	A3 サイズでの資料は A4 サイズに折り込んで他の資料と綴じ込んで提出ください。

145	様式集	5. 公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法	「全体のページ数はページ下中央に記載すること」とありますが、公募占用計画作成にあたっては様式ごとに並行して編集することが想定され全体のページ数の管理が難しいため、全体のページ数に代えて様式毎のページ数としてもよろしいでしょうか。	「様式〇—PO」のように容易に特定できる形であればそのような記載でも差し支えありません。
146	様式集	様式 3-1-2	供給価格は正本の紙媒体のみに記載となっておりますが、【様式 3-2-2 公募占用計画認定申請書】に記載の公募占用計画の要旨には、供給価格の記載は可能でしょうか。	公募占用計画の要旨に供給価格を記載することは可能です。
147	様式集	様式 3-1-2	SPC で応札する場合、P12 に掲載された二つの表の両方に記入する（つまり、上の表で SPC 自身の情報を記載するとともに、下の表に SPC の構成員の情報を記載する）との理解であっていますか？	ご理解のとおりです。
148	様式集	様式 3-1-2	海底送電線および通信ケーブルの総長とは、水平距離でよろしいでしょうか。また、並行してケーブルを複数本敷設する場合は本数合計の水平距離足し上げを記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	様式集	様式 3-1-2	促進区域内水域等の占用の期間を記入するよう求められていますが、これは応札時点における合理的な見込みを記入すればよいでしょうか（落札後の開発活動進捗や、行政・地元との調整次第で占用許可を取得できる実際のタイミングは変更しますので、個々での記載が拘束力を持たないことを確認させていただきたい）	ご理解のとおりです。期日が確定できる状況となれば、公募占用計画の変更が必要です。
150	様式集	様式 3-1-2	自己資本と負債を区別して記載するよう求められていますが、SPC 構成員から SPC への株主融資は自己資本に含めることとし、負債には SPC 構成員を除く第三者（金融機関等）からの借入予定額のみを記載するとの理解でよろしいでしょうか。	SPC 構成員から SPC への株主融資は自己資本ではなく負債に整理ください。なお負債の中で SPC 構成員からの借入予定額と第三者（金融機関等）からの借入予定額を分けて記載いただくことは可能です。
151	様式集	様式 3-1-3	パブリックコメント No. 630 では「実績を有することを確認するための資料」として「契約書及び仕様書・関係図面等の写しの提出を想定しています」とありますが、一方で「記載要領及び様式集」の第 1 4. 書式等 (p3) では「会社概要及び実績を証する書類については、パンフレット等の使用と認める」との記載がございます。パンフレット等の使用は様式 3-2-6 の添付に関する記述であると認識していますが、工事実績を証する書類としては同様と考えられるため、様式 3-1-3 についてもパンフレット等の使用が可能か、ご教示いただけますでしょうか。	パンフレット等でも問題ありませんが、「国内の実績など、我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績であるか。」など、様式の記載内容について説明できるようなものとしてください。
152	様式集	様式 3-1-3	別紙 1-1-b 「実績の詳細」の様式のうち「実績の詳細」について、具体的に記述に含まれるべき項目や指標があればご教示いただきたい。	当該実績が、設備の仕様や規模等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか、本公募における役割と照らして、どれほど親和性が高いか等について記載してください。

153	様式集	様式 3-1-3	パブリックコメント No. 634 の回答において、「発電設備の設置及び発電事業の運営に関する実績の評価は、原則一つの代表的な実績を評価」とある。この主旨に従い、記載する実績は各社代表的な一つのみを記載するべきで、複数実績を記載しても2番目以降のものは評価に影響しないと考えるべきである。上記質問に照らして、基本的には各社1つの代表的な実績のみを記載すべきであるとした場合、「代表的」あるいは本件とより関係の深い実績と判断する基準についてご教示いただきたい。また、具体的に、「国外における洋上風力発電設備の設置及び運営実績」と「国内における陸上風力発電設備の設置及び運営実績」ではいずれのほうがより本件において関係が深いと評価するのか（技術的関連性と地理的関連性どちらがより重視されるか）	複数実績の記載がある場合は、その中で最も低い評価となる実績を評価対象とします。評価に当たっては、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか等を第三者委員会の意見を踏まえて評価します。
154	様式集	様式 3-1-3	パブコメ 634 番にて、設置及び運営に関する実績は「原則1つの代表的な実績を評価」とのご回答がございましたが、複数の協力企業を想定している場合は各企業ごとに1つの代表実績を評価するとの理解で良いか、念のため確認させて下さい。	一つの役割について、複数の協力企業の実績が示されている場合、その中の最も評価の低い実績を評価します。
155	様式集	様式 3-1-3	パブコメ 630 番において、実績を証する資料として過去の契約書の写し等を添付するとされていますが、守秘義務に抵触する場合は内容をマスクした上で提出することで良いでしょうか。また、守秘義務に抵触するため提出できない場合は、プレスリリース等による代替を認めていただけますでしょうか。	マスクングやプレスリリース資料等の対応も可能ですが、様式 3-1-3 の内容の確認が行える資料の提出をお願いします。
156	様式集	様式 3-1-4	本様式の 1-1 占用の区域には、「※公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載すること」と記載されているが、「海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所」は陸上の送変電システム等の配置も含まれているかご教示願いたい。	促進区域内に設置される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載してください。
157	様式集	様式 3-1-4	パブリックコメント No. 637 では、「「公募占用指針で示した占用の区域を大きく下回る場合」と記載されているが、大きくとはどういうことか。」という質問に対して、「例えば銚子市沖の場合、「占用の区域（対象区域）を大きく下回る場合」とは、占用の区域の状況や環境アセスメント等を踏まえると占用の区域を制限せざるを得ないと考える場合（占有区域の関係で、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準として示しているうち、小さい方の最大受電電力 18.72 万 kW から下回らざるを得ない理由がある場合）をいいます。」と回答されているが、下限の最大受電電力を下回る場合以外は記載する必要はないという理解で宜しかったでしょうか。また、事業者の工夫によって、占有面積を少なくすることが出来た場合、その工夫に関する記載は加点対象となりうるのかご教示願いたい。	出力量に関わらず、該当する場合は記載してください。占有面積を減らすことのみをもって、評価が高くなることはありません。

158	様式集	様式 3-1-6	<p>1) パブリックコメント No. 241 の回答によると、SPC が合同会社である場合の役員名簿は業務執行社員の名簿を作成することとされているが、業務執行社員が法人である場合においては、法人の名称、業種、沿革等を記載すると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>2) 役員名簿に法人ではなく自然人を記載する必要がある場合、業務執行社員の職務執行者を役員名簿に記載するものと解されますが、役員名簿に記載した内容に人事異動等より変更が生じた際は、第 9 章 (5) 3) に記載の「軽微な変更」に該当すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>1) はご理解のとおりです。</p> <p>2) については、個別に判断すべきケースも有り得ると考えております。</p>
159	様式集	様式 3-1-7	<p>別紙 5「2-1. 構造の概略及び 2-2. 地震、波浪等に関する設計条件の設定方法」は、長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答「No125, 126」の通り「陸上の変電施設・送電線等は不要」との認識で相違ないか。また、評価についても対象外という認識で相違ないか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
160	様式集	様式 3-1-7	<p>2-1 で「構造の妥当性を示す検討内容、考え方を記載すること」、2-2 で「設計条件の設定内容、考え方を記載すること」とありますが、これらの対象は、海洋再生可能エネルギー発電設備のうち再エネ海域利用法に基づく促進区域内海域に設置されるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>同上</p>
161	様式集	様式 3-1-7	<p>再生可能エネルギー発電設備に含まれる促進区域外の設備について、その構造については別紙 5 に記載することになっているが、自営線のルート・立地・設計の考え方に関する記載も別紙 5 にすることで良いでしょうか。</p>	<p>別紙 5 には、促進区域内の再生可能エネルギー発電設備の構造について記載してください。</p>
162	様式集	様式 3-1-8	<p>別紙 6、別紙 7 の記載内容にそれぞれ” 確実、効率的な工事の実現可能性及びその信頼性を示す検討内容及び考え方があれば記載すること。” と記載されているがどのように書き分けるべきか。別紙 6 は施工計画全体の、別紙 7 は工事の工程の実現可能性や信頼性を示すという理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
163	様式集	様式 3-1-8	<p>公募占用計画別紙 6 で記載することとされている主要機材とは具体的に何を指すのでしょうか。例えばクレーン等の船舶以外の機器を指すとの理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>主要機材ではなく主要資材の記載を求めています。主要と思われるものについて記載願います。なお、ここで記載しているものは例示になりますので、主要機材等も含めて、より具体的な記載をお願いします。</p>
164	様式集	様式 3-1-10	<p>「各提出書類については、各情報が保存されている CD-R 又は DVD-R を 2 枚提出すること(表 1 にファイル形式の指定がないものは PDF 形式で、表 1 に Microsoft Word の指定があるものは、PDF ファイルに加えて Microsoft Word のファイルも併せて提出すること。その際計算の数式及び他のシートとのリンクが残ったままとし、再計算等が可能な状況で提出のこと。様式内で用いる文字、図、表、写真等については、データでのカット&ペーストができる状態のまま提出すること。」との記載だが、収支計画が関係する別紙 10 は表 1 (記載要領及び様式集 P. 1) では Word との指定がある。一方で他のシートとのリンクを残したままだとすると、リンク先となるエクセルシートも提出する必要があるということか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

165	様式集	様式 3-1-11	パブコメ No. 658「それ以外については、「事業者選定後、」…、たとえば単純な記載の欠落等については評価の対象とすることがあります。」との記載については、「それ以外」は何を指しているのか。本文章の趣旨が読み取りにくいので、明確にしてください。	公募占用計画提出時において、本様式には撤去方法の別（全撤去もしくは一部残置）及び撤去費用の根拠（海洋における施工費の70%を算出した旨）を記載が必要であり、それらの項目以外が記載されていたとしても評価の対象とはなりません（前述の項目以外の事項が「それ以外」となります）。
166	様式集	様式 3-1-11	「公募占用指針第2章（5）3「撤去に関する事項」を踏まえて、撤去方法の概要、撤去方法の詳細、想定される撤去費用の額及び算出根拠、撤去費用の確保に関する方法等について記載すること」とありますが、公募占用指針 p.11には「事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い～」とあります。このため、「撤去方法の詳細」については、事業者選定後に検討を実施することとして様式 3-1-11（別紙9）には記載不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	様式集	様式 3-1-11	撤去方法の記載内容について、注記の一点目には、概要および詳細を記載することとの記載がある一方、三点目には、公募時点では、撤去方法については、一部残置か全て撤去するかを記載することと記載がされており、両者が相いれないことから、「撤去の詳細」としてどのような記載を要求されているかがはっきりしません。本様式で要求されている記載事項は、「一部残置」または「全て撤去」という前提のみを記載し、撤去方法の詳細（どれを残置するか、撤去の工法・手順等）は記載不要という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	様式集	様式 3-1-11	本様式には、「公募占用指針第2章（5）3「撤去に関する事項」を踏まえて、撤去方法の概要、撤去方法の詳細、想定される撤去費用の額及び算出根拠、撤去費用の確保に関する方法等について記載すること。」と記載すべき内容が言及されているが、撤去方法の詳細はどのような内容を記載することを想定されているかご教示願いたい。撤去方法については、一部残置を前提とするか、全て撤去するかのみを記載すると理解しております。	撤去方法については評価の対象ではなく、公募占用計画提出時においては、一部残置を前提とするか、全て撤去するかのみを記載ください。
169	様式集	様式 3-1-11	12/18の説明会での質疑応答では、撤去の方法、プロセス等の詳細な記述については公募時の提出は不要とのことでしたので、 ・「撤去は一部残置を前提とする」または「全部撤去とする」との記載 ・費用は「海洋における施工費」の内訳を記載した上で70%を乗じて記載 の2点のみでよろしいでしょうか。 すなわち、様式 3-1-11 で具体的な記載が求められる項目の一つ目にある「撤去方法の概要、撤去方法の詳細、想定される撤去費用の額及び算出根拠、撤去費用の確保に関する方法等について記載すること」は、事業者選定後の公募占用計画変更において実施し、公募においては、項目の三つめにある「撤去方法については、一部残置を前提とするか全て撤去するかを記載し、撤去費用の金額及びその算出根拠については、「海洋における施工費」の内訳を記載した上で70%を乗じて算出した旨を記載すること」のみを実施することで問題ないでしょうか。 なお、撤去方法の詳細の記述が必要になるタイミングは、洋上工事開始前までの公募占用計画変更申請時との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

170	様式集	様式 3-1-12	「金融庁の登録を受けた信用格付業者による金融機関の格付けを示す書類」について、具体的にどのような書類を想定されているかご教示ください。各行が格付を公表しているホームページの URL や画面コピー等で足りるでしょうか。または信用格付業者による発行体格付のプレスリリース等を想定されておりますでしょうか。（なお、格付レポート自体は購読料がかかる他、第三者の利用への転用を想定されていないため不適切との理解です。）	各格付機関の公表している画面の写し、各金融機関が公表している HP 画面の写しまたは各格付機関の格付情報をまとめたものなどが想定されますが、様式は自由です。
171	様式集	様式 3-1-12	「金融機関の自己資本比率等を示す書類」について、具体的にどのような書類を想定されているかご教示ください。例えば、当該金融機関の公開されている決算書でもよろしいでしょうか。	各金融機関が公表している年次決算報告書（ディスクロージャー誌）の該当箇所の写しや、各金融機関の自己資本比率の情報を整理いただいたものなどが想定されますが、様式は自由です。
172	様式集	様式 3-1-12	資金調達体制の概要として、「事業費、資本金額、出資者、出資比率、借入額、借入形式、想定する金融機関等、債権を発行する場合はその種類及び発行条件」を記載することとなっているが、それぞれの記載事項について根拠や考え方を別紙 10 の中で記述すれば良く、根拠の裏付けとなる資料の提出までは必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	様式 3-1-12 に例示している資料等の提出は必須ではありませんが、事業実施に必要な資金の調達方法や収支計画が適切であり事業実現可能性があるかという点が判断できるよう記載してください。
173	様式集	様式 3-1-12	収支計画において記載が求められる各種費用・項目の設定根拠、事業費および事業費算定の考え方、根拠について、その裏付けとなる資料の提出までは必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	同上
174	様式集	様式 3-1-12	収支計画において求められる、各費用についての資料の詳細の程度についてお聞かせ下さい。総額で十分か、それとも、具体的に内訳を提示する必要がありますでしょうか。例えば、ウインドファーム全体の「建設費用」として、合計を提示することで十分でしょうか。それとも、各主要コンポーネント（WTG、基礎、ケーブル等）に対する建設費用がそれぞれ提示されることが期待されているのでしょうか。	同上
175	様式集	様式 3-1-12	内部収益率（IRR）の計算方法についての質問です。 五島市沖洋上風力公募に関するパブコメ No. 218 およびその後の質疑にて、運転開始日を起点とする税引前 P-IRR を記載するよう指示がされていますが、本公募においても同じと理解してよろしいでしょうか。 また、上記の場合、運転開始日以降のキャッシュフローのみを計算対象とすると、運転開始日までのキャッシュフロー（建設費や、着工前の各種調査費等）が反映されないことになってしまうため、IRR が計算できません。IRR 計算上、運転開始日までのキャッシュフローは、運転開始日に発生したと見做して計上する、という補正をしなくてよろしいのでしょうか。	運転開始日を起点とする税引前 P-IRR となるよう記載ください。

176	様式集	様式 3-1-12	「2. 収支計画」において「撤去費用（積立内容を含む）」とのことだが、積立内容を含むとは何を記載することを想定されているのか。撤去費用の積立金額は海洋工事に係る事業費の70%と規定されているところ、積立内容を細かく記載する必要は無いように思われる。海洋工事に係る事業費の70%をいくらずつ何年間で積み立てる事業計画になっているかを説明するということか？若しくは、規定としては海洋工事に係る事業費の70%だが、実態かかる費用を別途計算し、その内訳を記載する必要があるということか？	海洋工事に係る事業費の70%をいくらずつ何年間で積み立てる事業計画になっているかを説明してください。
177	様式集	様式 3-1-14	「ソフトに係るサプライチェーン（運転、維持管理等のためのサプライチェーン等。例えば、運転や維持管理のための人材の確保、物流体制の確保等）」とありますが、ここでいう人材の確保とは、故障時などの緊急時対応における一時的な人材確保の記載が求められているという理解でよいのでしょうか。それとも、事業期間を通じた継続的な人材確保の施策も記載がもとめられておりますでしょうか。	電力の安定供給の観点から、緊急時対応のほか、運転や維持管理に関わる人材の継続的な確保についても、実現可能な範囲で記載してください。
178	様式集	様式 3-1-14	公募占用計画の別紙 12-1 及び 12-2 について、電力の安定供給や将来の価格低減と、サプライチェーンの強靱化（国内又はそれと同等のもの）は両立し得ない局面もあると考えます。かかる状況を踏まえた上で、電力の安定供給、将来の価格低減とサプライチェーン強靱化（国内又はそれと同等のもの）を同一の様式で表現する仕様としている背景をお知らせ下さい。また、この両者についてどのような観点で評価を行うのかお知らせ下さい。	評価の視点及び確認の方法については、公募占用指針第8章（2）をご確認ください。
179	様式集	様式 3-1-14	公募占用計画別紙 12-1 及び 12-2 に記載のある記載例において「在庫日数」の例示があるが、在庫日数を問う背景を教えてください。仮に特定の主要な部品の在庫日数を記載する場合、それは長い方が高く評価されるのか、短い方が高く評価されるのでしょうか。また、当該日数について国から事後モニタリングを受けることがある場合、記載の在庫日数より長かった場合又は短かった場合のいずれが計画を順守していないと認識されるのか、想定をお知らせ下さい。	記載は例示であり、例示で示している記載項目を必須とするものではありません。なお、計画と実際の在庫日数にずれが生じている場合でも、そのみをもって計画を遵守していないとすることはなく、個別の事情を考慮して判断します。
180	様式集	様式 3-1-14	公募占用計画別紙 12-1 及び 12-2 に記載の記載例に関し、サプライチェーンについては必ずしも公募提出時点で決定しておらず、また、決定させない方が効率的・長期的な運営に資する場合があります。また、サプライチェーンは単一の候補に絞るよりも複数の候補を持っていた方が強靱なものになり得ると考えます。サプライチェーンの早期確定と効率的サプライチェーンの構築の関係においてはどのような観点で評価を行うのかお知らせいただけますでしょうか。	サプライチェーン形成計画の記載事項に関する説明については、公募占用指針第8章（4）2）をご確認ください。
181	様式集	様式 3-1-14	公募占用計画別紙 12-1 及び 12-2 に記載の記載例に関し、部品点数が極めて多いためすべてを記載することはできない中、何の部品について記載することが期待されているかお示しいただけますでしょうか。事業者として重要と考えるものを記載する想定でしょうか。	公募参加者として公募占用計画に記載可能なサプライチェーン形成計画の範囲で記載ください。なお公募占用計画に記載された事項について、選定された事業者はその履行義務がございます。
182	様式集	様式 3-2-2	【様式 3-2-2 公募占用計画認定申請書】に記載の公募占用計画の要旨には、企業名の記載は可能でしょうか。もしくはマスキングが必要でしょうか。	様式 3-1 と同様、企業名等は正本にのみ記載してください。

183	様式集	様式 3-2-4	コンソーシアム名義で関心表明書を受領したあと、SPC を設立し、SPC 名義で公募の応募者する場合、先に受領済みのコンソーシアム名義の関心表明書は有効となるのか。また、関心表明書の SPC への継承が有効とするために必要な手続きがあればご教示いただきたい。	当該関心表明書が、設立された SPC に対しても有効であることを説明できる資料を添付してください。
184	様式集	様式 3-2-4	様式 3-2-4 は、様式 3-1-3 にて協力企業の実績を評価対象とするために必要な書類と理解しております。一方、実績の評価対象としてではなく、例えば委託先、再委託先への発注の蓋然性を証明するために、別途任意様式により取得した関心表明を添付することは可能でしょうか。事業計画の実現性の観点からは、発注予定先が事業参画に協力する意向があることを証明することが必要と考えており、その証跡として関心表明を取得し、添付したいと考えております。	実績の評価対象としない協力企業については、関心表明書の添付は不要です。
185	様式集	様式 3-2-5	「納付の方法」欄において、「2. 金融機関の発行する保証状提出」を採用する場合の記載事項について、「保証状の番号」とあるが、様式集に記載の保証状（【様式 4-2】・【様式 4-3】）には番号を示す欄がないように見受けられる。これは、金融機関にて任意に採番することを想定しているのでしょうか。また、「保証状の概要」は、例えば保証期間や保証金の金額を明記すれば足りると理解してよろしいでしょうか。	「保証状の番号」については保証状に記載する必要はなく、様式 3-2-5 においても記載する必要はありません。 「保証状の概要」についてはご理解のとおりです。
186	様式集	様式 3-2-7	添付資料 1. 「金融機関からの関心表明書又はコミットメントレター」について、当該書類の有効期間を明記することが必要でしょうか。また、有効期間の有無又は期間の長短によって評価に差がつく可能性があるか、または有効期間に要件があるかご教示ください。	本事業のスケジュールを踏まえて金融機関からの関心表明書が提出されることを期待しているものであるため、必ずしも有効期間を明示的に記載していただく必要はなく、有効期間の有無によって評価に差をもうけることは想定していません。
187	様式集	様式 3-2-7	添付資料 2. 「当該金融機関の国内におけるプロジェクトファイナンス等の融資実績を確認できる資料」について、様式自由とのことですが、当該金融機関の押印の有無によって評価に差がつく可能性があるかご教示ください。	押印の有無によって評価に差は設けません。
188	様式集	様式 3-2-7	<添付資料>として「3. 金融機関の自己資本比率等を示す書類（様式自由）」があるが、公募占用計画提出時点で確認できる最新年度の自己資本比率のみ示せばよいと理解してよろしいでしょうか。あるいは過去に遡って（直近過去3年・5年など）推移を示す必要があるのでしょうか。	金融機関の自己資本比率は、最新年度のみ、直近の推移いずれでも構いません。
189	様式集	様式 3-2-7	「2. 当該金融機関の国内におけるプロジェクトファイナンス等の融資実績を確認できる資料（様式自由）」は、過去何年間の実績及び何件の実績が必要等、要件はあるか。	特段の要件はございません。
190	様式集	様式 3-2-7	「3. 金融機関の自己資本比率等を示す書類（様式自由）」は、過去何年分が必要か。シンジケートローンの場合、リードアレンジャーだけではなくシ団全行分が必要という理解で良いか。	前者は、金融機関の自己資本比率は、最新年度のみ、直近の推移いずれでも構いません。 後者についてはご理解のとおりです。

191	様式集	様式 4-2	様式 4-2 で定められた第一次保証金の保証状に記載する発行委託者についての質問です。この様式では、「保証委託者」として、応募企業名または応募コンソーシアム及び構成員名称」を記載するよう指定されていますが、保証委託者は、応募企業（SPC を想定しています）の間接株主でも差し支えないでしょうか。具体的には、私たちは、最終親会社である弊社から、その中間持株会社を經由して SPC に出資しており、応募企業は SPC となります。SPC やその構成員である中間持株会社自身は与信力が低いので銀行保証状の発行を受けられないことから、最終親会社である弊社が保証委託者となり、保証状の発行を銀行に依頼する予定ですので、これが公募ルール上問題ないことを確認させていただきたいという意図です。パブコメ（区域共通）256 番では、「SPC 構成員を発行依頼者とする保証状でも可」とご説明を頂いていますが、今回は、「SPC 構成員の株主」を保証差入委託者としてほしいが問題ないか、という質問です。	第一次保証金の保証状に記載する「保証委託者」には、応募企業の間接株主は含みません。
192	様式集	様式 4-2	本様式では、「貴殿に対して保証委託者が納付すべき入札保証金（以下「第 1 次保証金」といいます。）（その金額及び対象となる保証金の内容については、下記のとおりとします。）の支払債務について、下記の保証期間にわたり、連帯して保証いたします。」と記載されています。当該記載は、第 1 次保証金の全額ではなく一部の金額について保証状を出すことを妨げるものではなく、その場合であっても文言の修正は必要ないことをご確認頂ければ幸いです。また、「連帯して」は、保証委託者と連帯して保証する（他の保証人と連帯するという意味ではない）という理解ですが、ご確認頂ければ幸いです。第 2・3 次保証金の保証状の様式についてもご確認させて頂ければ幸いです。	一部の金額についての保証状とする場合、保証金の金額を明示してください。 後段はご理解のとおりです。
193	賃貸借契約書（案）	全般	埠頭は陸上風力案件、近隣サプライチェーンにも活用の可能性が考えられますが、洋上風力案件以外の利用について、港湾管理者が利用期間、費用負担を調整することは検討されているのでしょうか。	港湾法上、国が直轄工事を行った埠頭については、港湾区域内水域等の占有を行う事業者または選定事業者のみに貸し付けることとしているため、洋上風力案件以外の利用は想定していません。
194	賃貸借契約書（案）	全般	岸壁貸付料に関する資料開示が本 Q&A プロセスの締め切り直前であったため、岸壁貸付料に関しては追加で Q&A・調整の機会を設けていただくようお願いいたします。	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）にかかる疑問点等ある場合は国土交通省港湾局 HP に記載の連絡先までご連絡ください。なお、本公募手続きに関すること等の個別質問についてはお答えできません。
195	賃貸借契約書（案）	全般	先行する港湾案件と今般の一般海域公募案件において、港湾の貸付料にかかる制度の違いはどのように調整される想定でしょうか。例えば、秋田港については、秋田港能代港案件と由利本荘案件でどう調整されますでしょうか。	事業を行う上で順守しなければならない計画等に関する規定ぶりが違うのみで、契約書の建付けは同様です。
196	賃貸借契約書（案）	第 1 条	本契約の更新については、都度国土交通省様、港湾管理者様と協議するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

197	賃貸借契約書 (案)	第1条	貸付物件全体が共有甲及び乙の共有でなければ(第37条では「それぞれ」とあることから個別に貸付物件の一部を所有していることを窺わせます。)、返還義務等の相手方を明確にするため、貸付物件の概要及び甲所有部分及び乙所有部分の特定が必要と考えます(そうでなければ甲又は乙のいずれか一方に対して貸付物件全体の返還等をした場合には丙は免責される旨の規定が必要と考えられます。)。別添1(様式には別添がありません。))にはそれぞれの貸付物件の所有者も記載される予定でしょうか。	別表1及び別紙2にて所有者の別が認識できるよう、記載していく予定です。
198	賃貸借契約書 (案)	第1条	賃貸借契約締結以前の文書は具体的にどのようなものが想定されるでしょうか。	例えば、港湾管理者との間における覚書などが想定されます。
199	賃貸借契約書 (案)	第2条	「貸付物件として通常有すべき性質や状態に欠けることがあっても、丙は、甲及び乙に対し、名目の如何を問わず一切の異議申し立て、請求等をしないものとする。」という規定がありますが、貸付物件として通常有すべき性質や状態に欠けることがある場合は提案した事業内容が当然に変更できるべきであると考えますが、そのような理解でよろしいでしょうか。また、貸付物件の現状が不明であることに起因して事業が計画通りに進行せず遅延が生じた場合等については、事業者の責めに帰さないものとしてFIT期間延長等の措置が講じられるという理解でよろしいでしょうか。	丙の施設利用に係る支障については、第2条第2項による係争において、第三者との間で解決していくものと想定しており、丙と第三者との間に係争が生じた場合、当該係争の解決に向け、甲・乙は情報提供等の協力を行うこととしています。
200	賃貸借契約書 (案)	第2条	後発の「他の賃借人」との案分は、支払い済みの金額の有無にかかわらず、当初の投資金額(例えば由利本荘市沖であれば40億円)をベースに再度出力案分されるという認識でよろしいでしょうか?	貴見のとおりです。ただし、再度出力案分した貸付料を支払い済み額が超過した場合であっても還付は致しません。
201	賃貸借契約書 (案)	第3条	賃貸借契約の始期は、FIT認定直後になるでしょうか。それともFIT認定後、占用許可までのいずれかの時点ということになるでしょうか。賃貸借契約の締結の先後によって不当な結果とならないよう締結時期は確定している必要があると考えます。	公募占用計画の認定から対象埠頭を使用するまでの間に契約を締結する必要があります。
202	賃貸借契約書 (案)	第3条	「丙は、本契約の期間中、貸与物件の安全かつ円滑な使用を確保するため、他の賃借人が貸付物件を独占排他的に使用する期間を除き、貸与物件の維持管理等を行う。」とありますが、独占排他的な事業者がいない場合は、基本的には、後発で利用する事業者も含めて、維持管理を負担するという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
203	賃貸借契約書 (案)	第6条	賃借権への担保設定に関する予めの承諾が規定されていない一方で、明示的に排除もされていませんが、賃借権への担保設定は可能と理解してもよろしいでしょうか。	第6条第2項において、賃借権の登記を行ってはならないと規定しています。
204	賃貸借契約書 (案)	第6条	「当該借入のために貸し付けられた港湾施設に自己の権原によって附属させた物」とは、貸付物件に建築した「工作物等」(5条2項の定義語。「タワースタンド等の工作物、仮設の倉庫及び仮設の事務所」)に限られ、貸付物件上に存在する機械設備、部品その他の動産で、貸付物件からの取り外しが容易に可能なものは含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

205	賃貸借契約書 (案)	第7条	緊急工事等(=「契約の期間内に発生した緊急の大規模修繕等」)のための独占排他的な使用については、必要が生じたときに速やかに申し出とされておりますが、事業計画 upstream 予定された大規模修繕のスケジュールについては、例えば10年後のように相当に将来の期間であっても、「緊急工事等期間」として、予め独占排他的な使用権原を確保しておくことが可能でしょうか。	具体的な計画を確認の上、必要性を判断致します。
206	賃貸借契約書 (案)	第7条	「独占排他的な使用の申請の期間が、貸付物件にかかる先行する他の賃貸借契約に定める独占排他的な使用の期間と重複するときは、先行する契約が優先するものとする。」とされています。この優先される「先行する契約」とは、各賃貸借契約の締結日の先後のみで決定されるのではないとの理解ですが、どのように決定されるのでしょうか。 この点、同一の貸付物件に対して、賃貸借契約Aと賃貸借契約Bが存在し、賃貸借契約Aの締結日が先である場合において、賃貸借契約Bの賃借人Bが、賃貸借契約Aに基づく独占排他的な使用期間と重ならないように、設置期間、撤去期間、緊急工事等期間の独占排他的な使用期間を定めた後で、賃貸借契約Aの賃借人Aがその独占排他的な使用期間を事後的に変更しようとする場合(7条3項)、賃貸借契約Bの方が締結日は後であっても、当該期間における独占排他的な使用については先に確保していたため、賃貸借契約Bが「先行する契約」として優先されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	賃貸借契約書 (案)	第7条	第7条第1項乃至第3項に係る独占排他的な使用の申請の期間が、貸付物件にかかる先行する他の賃貸借契約に定める独占排他的な使用の期間と重複するときは、「先行する契約」が優先するものとされていますが、具体的にどのようなケースで「先行する契約」が優先することになるのかが不明です。「緊急工事等」のための独占排他的使用の申請に係る期間が、先行して本貸付契約を賃借した事業者における設置期間、撤去期間又は先行して当局の承諾を得た緊急工事等期間と重複した場合で、かつ使用範囲も重複した場合に限り、かかる先行事業者による利用が優先するという趣旨でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	賃貸借契約書 (案)	第9条	第9条「なお、次の第一号に示した金額は本契約締結時点での予算額であり、清算完了後に契約変更を行い、金額を確定するものとする。」とありますが、金額はどのように、いつ、確定されるのでしょうか。清算完了とは具体的に何を指しますでしょうか。	当該埠頭の整備工事が完了した段階で精算を行い金額が確定となります。
209	賃貸借契約書 (案)	第9条	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)第9条には貸付料の額の算定方法に記載の「投資金額」とは、今回の海洋再エネ法に基づく利用のための整備に関する投資金額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	賃貸借契約書 (案)	第9条	甲及び乙に対する均等分割払いの期間が異なる場合とはどのような場合か(どのような場合に異なり得るのか)ご教示頂ければ幸いです。	甲に対する支払い期間は20年ですが、乙に対する支払い期間は乙により異なり得るものとの想定です。

211	賃貸借契約書 (案)	第 9 条	<p>貸付料を構成する「係留施設の貸付料」(9条1項)と「荷さばき施設及び保管施設の貸付料」(9条2項)のうち、前者は甲乙の投資額で決定されるとしております。9条4項・5項では、丙は支払済みの貸付料について返還請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができないとされておりますが、先行する賃借人が、「係留施設の貸付料」について全額支払った後、新たな他の賃借人が甲乙との間で賃貸借契約を締結した場合、甲乙から追加の投資金額がなかったとすると、新たな他の賃借人は、「係留施設の貸付料」を負担することを要せず、「荷さばき施設及び保管施設の貸付料」のみを支払うということになりますでしょうか。</p>	<p>係留施設に関する投資金額回収後の貸付料については、現時点では公共岸壁使用料(当該港湾の港湾管理条例により規定)を参考とし、貸付料を設定することを想定していますが、今後の状況を加味して決定することとなります。</p>
212	賃貸借契約書 (案)	第 10 条	<p>10条1項では、貸付物件の貸付料の額として、9条1項に定める係留施設の貸付料及び同条2項に定める荷さばき施設及び保管施設の貸付料の金額を合わせて、確定した金額を記載する体裁となっております。</p> <p>他方、9条1項柱書では、係留施設の貸付料の金額について、「なお、次の第一号に示した金額は本契約締結時点での予算額であり、清算完了後に契約変更を行い、金額を確定するものとする。」とされ、係留施設の貸付料の金額が本契約締結後に見直される可能性が示されております。</p> <p>上記に関して、10条1項における貸付料の具体的な金額の記載にかかわらず、9条1項柱書に基づく係留施設の貸付料の金額の清算完了後の見直しによって、貸付物件の貸付料が契約締結後に丙の承諾なく一方的に変更され得るのでしょうか。</p> <p>また、9条4項・5項では、丙は支払済みの貸付料について返還請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができないとされています。もし、上記のとおり、貸付物件の貸付料自体が事後的に見直され、減額される場合であっても、丙は払い過ぎた貸付料の返還を求めることが許容されないことになるのか、ご確認下さい。</p>	<p>貸付料の額の変更については、第11条第2項の規定による手続きを行います。</p> <p>投資金額の変更により算出された貸付料を支払済み額が超過した場合、返還請求できないことはご理解のとおりです。</p>
213	賃貸借契約書 (案)	第 10 条	<p>第10条2項二の乙の年間支払い料の計算部分において $x \times x \times$ 年間で除した額の $x \times x$ が空欄ですが、この年数はどのように設定するのでしょうか。</p>	<p>乙が設定することとなります。</p>
214	賃貸借契約書 (案)	第 14 条	<p>第14条に定める契約保証金とは、指針に記載されている岸壁貸付料の金額(秋田港については15億+25億円)を示しているのでしょうか。あるいは、貸付料と別に契約保証金が必要となるということでしょうか。その場合、契約保証金はいくらでしょうか。複数の港湾間でどのような算定根拠で算定されるのでしょうか。契約保証金 LC や原状回復 LC についても、1年ごと等、短期の LC を更新する形式が認められるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約保証を付さなければならない対象金額は、貸付物件に係る初めての賃借人であり、かつ他の賃借人が無い場合に限り、第9条第1項第一号に定める投資金額及び第9条第2項第一号に定める____金額の合計額からすでに支払った年間支払額の額を減じた額となります。秋田港の場合では約15億円+約25億円から支払い済み額を減じた額となります。</p> <p>契約保証金 LC や原状回復 LC については、ロールオーバーが可能でず。</p>
215	賃貸借契約書 (案)	第 14 条	<p>契約保証金を納付した場合、これを貸付料の支払いに充当することはできないでしょうか。</p>	<p>充当はできません。ただし、年間支払額を納付後において、納付した契約保証金の額を減額することは可能です。</p>

216	賃貸借契約書 (案)	第 14 条	保証の納付方法について、当初は、保証の額全額に係る金融機関等の保証（第 3 号）のみを付し、その後、契約期間中に、契約保証金の一部納付（第 1 号）と金融機関等の保証（第 3 号）を併用して保証の額全額に係る保証を付すという方法は可能でしょうか。	第 14 条において、「次の各号のいずれかに掲げる保証」と規定しているため、原則、併用は想定しておりません。
217	賃貸借契約書 (案)	第 14 条	第 35 条第 3 項と同様、契約終了時に未履行の債務が存在しない場合には、返還されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	賃貸借契約書 (案)	第 17 条	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第 17 条 1 について、複数の賃借人が存在する場合、全ての賃借人が各賃貸借契約の契約期間を通じて、貸付物件を良好な状態に維持する義務を負うのでしょうか。少なくとも、第 21 条第 1 項と同様に、他の賃借人が独占排他的な使用を許されている間に関しては、他の賃借人のみが維持義務を負う形にしていけないでしょうか。	他の賃借人が独占排他的に使用する期間は、他の賃借人のみが維持管理等を行うこととなります。
219	賃貸借契約書 (案)	第 18 条	第 18 条において、「丙は、貸付物件の使用に当たってその前面泊地及びその海底面を使用する場合は、使用に先立ち海底面の現状把握を行ったうえで、係留施設の構造の安定が損なわれないよう、必要な措置を講じなければならない。2 丙は、設置等に係る工事の完了後に貸付物件の独占排他的な使用を終了するに当たっては、甲及び乙の指示に従い海底面の原状回復を行い、甲及び乙の検査を受けなければならない。」とありますが、丙が現状把握を行うため甲及び乙が原状回復の適切な「指示」を行うことは困難ではないでしょうか。また、丙は現状把握の結果必要と考える工事等を甲及び乙の許可なく実施可能という理解でよろしいでしょうか。	本項の「原状回復」とは、貸付物件を使用前の状態に回復することを指すため、適切な指示は可能と考えています。工事等については、貸付物件の一部であれば、第 24 条第 1 項による承諾が必要であり、また、水域施設の改良を行うため、港湾法第 37 条第 1 項による許可が必要です。
220	賃貸借契約書 (案)	第 19 条	協議会は、再エネ海域利用法上の協議会とは別のものと理解しております。協議会の構成員をご教示ください。	各港により構成員に違いはありますが、主な構成員は、地方整備局（事務所）、都道府県、海上保安部、税関、港湾関係事業者です。具体的には、当該港湾を所管する地方整備局港湾空港部にお尋ねください。
221	賃貸借契約書 (案)	第 20 条	「統計法に基づく港湾調査規則により乙が実施する港湾調査に協力しなければならない」とありますが、具体的にどのような協力が求められることとなりますでしょうか。	係留状況の報告等が求められます。詳しくは港湾管理者に問い合わせください。
222	賃貸借契約書 (案)	第 21 条	他の賃借人が独占排他的に使用する期間以外の期間について、丙が貸付物件の維持管理等を行うとされていますが、この維持管理等として具体的にいかなる業務を想定されておりますでしょうか。	独占排他的期間以外の期間においては、日常的な目視点検及び清掃並びに維持管理計画に基づく一般定期点検診断等の業務を想定しています。
223	賃貸借契約書 (案)	第 27 条	27 条で規定される復旧等については、事業の長期継続に十分な仕様を充たす水準で修繕等がなされると理解してよろしいでしょうか。	災害復旧事業は、原状回復を目的としているため、ご理解のとおりとなります。
224	賃貸借契約書 (案)	第 27 条	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第 27 条について、災害による復旧に係る費用は甲及び乙負担という理解でよろしいでしょうか。	別表 2 の「経費の負担区分」において、災害時の復旧については、「甲、乙又は丙（保険の限度額内に限る。）の負担」と記載しています。

225	賃貸借契約書 (案)	第 27 条	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)第 27 条 2 について、①他の賃借人が独占排他的に使用する期間については、当該他の賃借人が災害の発生による被害の防止のために必要な措置を講じることを怠った場合に限り、当該他の賃借人のみがその費用を負担するという理解でよいでしょうか。	第 21 条第 5 項の調整により、賃借人である事業者間で経費の負担方法等を定めていくことと想定しています。
226	賃貸借契約書 (案)	第 27 条	「丙が災害の発生による被害の防止のために必要な措置を講じることを怠った場合」と規定されておりますが、維持管理計画(17 条 1 項)に当該「災害の発生による被害の防止のために必要な措置」に関する記載がなされているという理解でよろしいでしょうか。	維持管理計画書には、施設が有しておかなければならない性能について記載しており、当該性能を確保するための点検項目等を示しています。
227	賃貸借契約書 (案)	第 28 条	丙の帰責事由により貸付物件に滅失・き損を生じさせ、丙が原状回復に応じず、甲乙が原状回復を行った場合に、丙は、「貸付物件に存する構築物等並びに____沖における海洋再生可能エネルギー発電事業に係る一切の資機材」についての所有権を放棄するとされております。 この「貸付物件に存する」は、「構築物等」のみならず、後段の「____沖における海洋再生可能エネルギー発電事業に係る一切の資機材」にも掛かっており、所有権放棄の対象となり得るのはあくまで貸付物件上に存するものに限られるとの理解ですが、かかる理解でよいか、ご確認下さい。 なお、同様の文言が 34 条 2 項の、独占排他的な使用の終了後の原状回復に従わない場合にも規定されておりますが、上記の点は、34 条 2 項についても同様です。	ご理解のとおりです。
228	賃貸借契約書 (案)	第 31 条	パブコメ結果で新型コロナウイルス感染症への対応について、FIT 期間の延長などについて例外があり得るとのことでしたが、「感染症のまん延」を含む本条に基づく緊急時の指示があった場合に FIT 期間の延長は認められるかご確認ください。	本条に基づく指示によって、どの程度、どのような影響が生じ、どのような因果関係で、FIT 延長が必要となるか、具体的な内容が不明であるため、現段階で判断できません。
229	賃貸借契約書 (案)	第 35 条	保証の納付方法について、当初は、原状回復に要する額全額に係る金融機関等の保証(第 3 号)のみを付し、その後、契約期間中に、原状回復費用相当の現金の一部納付(第 1 号)又は積立(第 4 号)と金融機関等の保証(第 3 号)を併用して原状回復に要する額全額に係る保証を付すという方法は可能でしょうか。	第 35 条において、「次の各号のいずれかに掲げる保証」と規定しているため、原則、併用は想定しておりません。

230	賃貸借契約書 (案)	第 44 条	<p>甲乙が「必要と認めた場合」に、丙に対して融資等を行う金融機関等との間で協定書（直接協定）を締結するとされております。</p> <p>この点、丙は、その金融機関等から本契約に関して上記のような直接協定の締結を求められる事態が想定されますが、丙又はその金融機関等が甲乙に対して要請した場合には、かかる直接協定の締結は原則として許容されるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>44条には、直接協定の内容として、1号乃至3号が挙げられておりますが、他にも、金融機関等からは、以下のような事項について規定することが求められる予想されます。これらについても直接協定に規定することをご承諾頂けますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本契約を解除する前の協議期間として、一定日数（例えば、60日）以上とすること。 - 協議期間中は、甲乙は、本契約を解除その他終了させることができないこと。 - 金融機関等が担保権を実行して、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る資産及び契約関係を、丙以外の第三者に承継させる場合、甲乙は、本契約の当該第三者への承継についても承諾し、必要な手続きに協力すること。 	<p>丙又はその金融機関等が協定書を希望する場合には、甲及び乙にご相談ください。プロジェクトファイナンスのために必要である等、協定書の必要性が確認できれば、協定書の目的の範囲内で内容の相談をさせていただきます。なお、協定書においては契約書の内容を上書きするような内容や、甲乙のみの負担になるような内容の記載をすることはできませんので、あらかじめご承知おきください。</p>
231	賃貸借契約書 (案)	別紙 3	<p>支払限度額を 5 億円と設定されている根拠をお知らせください。全ての基地港湾について同様の金額という想定でしょうか。</p>	<p>規模感を把握していただくため例示として記載しているものであり、すべての基地港湾を対象とした金額ではありません。貸付物件全体が損傷した際、最低限必要となる復旧費用を算出することになります。</p>
232	その他		<p>運転開始日以前に商業運転は不可ということだが、仮に施工が困難な冬季を跨ぐ場合、風車の安全性を確保するためにも運転することが適切な場合もある。①電力会社への無償供給、または②卸電力取引所を介さない特定の事業所・企業への有償供給は可能か。</p>	<p>①については可能です。②については No. 3 の回答をご覧ください。</p>
233	その他		<p>パブコメの回答において、区域共通（別紙 1）の他、別紙 2~4 では区域に分けて回答いただいている。区域別の回答は、当該区域のみに適用されるとの理解で相違ないか。（例えば、別紙 2 のみで記述のある事項は、千葉銚子沖には該当しない）</p>	<p>基本的には御理解のとおりです。</p>
234	その他		<p>パブコメ No. 664, 691, 693 について、事業収支計画上、発電側基本料金に関する情報が必要となりますため、公募における発電側基本料金の取扱いの方針が公表される時期をご教示ください。</p>	<p>現在、発電側基本料金は制度設計中であり、回答は差し控させていただきます。</p>
235	その他		<p>試運転売電を想定していないとパブコメでも回答ありましたが、理由をご教示いただきたい。</p>	<p>No. 3 の回答をご覧ください。</p>

<秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖>

番号	該当箇所		質問	回答
236	公募占用指針	第3章(1)	「東北地方整備局へ支払う貸付料は50億円(最長20年の均等分割払い)、秋田県へ支払う貸付料は50億円(最長20年の均等分割払い)を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする(他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。)」とありますが、公募に際しての事業計画上の貸付料の按分率は、2020年11月4日の日本風力発電協会における説明会での国の回答どおり、各事業者が独自に想定の上設定するとの理解でよろしいでしょうか。	貸付料の毎年度の支払額を設定するためには、他事業者との契約時期・出力量の設定が必要となりますが、この点は各事業者が独自に想定の上、設定ください。なお、極端に妥当性を欠く場合は評価を減じる場合があります。
237	公募占用指針	第6章(2)	能代港以外の港湾設備の活用について 1) 公募占用指針別添3で定義されている「能代港大森埠頭」以外の能代港内の埠頭を利用する場合にも、「能代港以外を活用する場合は～」に記載された手続き及び書面の添付が必要になるのでしょうか。 2) 能代港大森埠頭以外の港湾設備(能代港内の埠頭を含む)の賃貸料に関しては、施設管理者と個別協議を行い、決定するとの理解でよろしいでしょうか。 3) 地耐力等の構造上の利用可能性を検討することが求められていますが、構造上の利用可能性の検討の具体的な内容をご教示ください。	1)、2)についてはご理解のとおりです。 3)については、取り扱う部材に対して埠頭の地耐力が見合うものであるのか等を検討ください。
238	公募占用指針	第6章(2)	「能代港を活用する場合は、東北地方整備局及び港湾管理者(秋田県)に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認した結果を記載すること。」と記載されておりますが、利用スケジュールは、開発期間、建設期間及び運転期間(試運転期間含む)に加えて、撤去期間も考慮する必要があるという理解で宜しかったでしょうか。また、撤去は運転開始から20年以上先になるため、技術革新等の影響により、想定していた利用スケジュールから変更になる可能性があります。利用スケジュールが変更となった場合は、適時東北地方整備局及び港湾管理者(秋田県)と利用可否について協議することになるという理解で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	公募占用指針	第6章(2)	「地域経済への波及効果の見込み(地元雇用がどの地域にどの程度増加するか、地元工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するか、地元の物流拠点等をどの程度利用するか等)」に関して地域の定義は「能代市、三種町、男鹿市、及び秋田県」とされていると理解しているが、「能代市、三種町、男鹿市」と「それ以外の秋田県」は同等に評価されるのか。	公募占用指針の記載を踏まえて相対的に評価します。
240	公募占用指針	第9章(3)	秋田県由利本荘市沖および秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の促進区域は、陸側の境界線が示されていないが、送電ケーブル及びチェーンの総長に含まれるのは、海岸線までという理解で良いか。また、根拠とする海岸線のデータ出典等の指定はあるか。	海岸線は陸域と水域の境界を直近の春分及び秋分の満潮位とし、様式には当該境界までの総長を記載して下さい。

241	公募占用指針	別添 3. (2)	2	各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること、と記載があるが、協議会の中で、どのように決議されるのか（多数決なのか等の決議要件）に就きご教示頂きたい。	現時点では決議要件については未定です。
242	公募占用指針	別添 3. (2)	2	基金の出捐等の規模については売電収入の0.5%目安、各年度の出捐金額の額については必要な協議をするとあるが、協議の結果によっては年間の出捐金額が0.5%以上となる可能性もあるということか。 仮に毎年の協議会との協議に合意できなかった場合、事業の中断を要求されるといった可能性はあるのか。	「基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安」としているものであり、年間の出捐金額は必ずしも一律になることは想定していません。 なお、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドラインに記載のとおり、公募で選定された選定事業者は協議会の構成員となります。
243	公募占用指針	別添 3. (2)	2	「基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする。また、各年度の基金への出捐等の額、使途、その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対して必要な協議をすること」と記載があるが、公募占用計画の資金計画の中で事業者が記載した基金への出捐等の規模の「総額」に関し、事業期間終了までに、基金への出捐等の総額の実績が、当初事業者が計画していた総額を結果として超えた金額は事業者の負担となるのか御教示いただきたい。或いは、各年度の協議会構成員との協議の際、公募占用計画提出時に事業者が計算した基金への出捐等の「総額」が出捐金額の上限になるか、御教示いただきたい。	具体的な基金への出捐金額など基金の運用詳細については事業者選定後の協議会において議論し決定されるものと考えます。
244	公募占用指針	別添 3. (2)	2	毎年の協議会との基金の出捐額の決め方は年間売電収入の0.5%といったようなパーセンテージ（割合）で決めるのか、もしくは具体的な額面（例：年間売電収入の0.5%と見込まれる具体的な金額＝絶対値）で決定するのかどちらとなるのかご教示頂きたい。 仮に、事業者が公募占用計画で、基金への出捐等のパーセンテージを0.5%で提案し、且つ毎年の基金への出捐額はパーセンテージ（割合）で各年決まるとなった場合、当該年の基金への出捐の割合は年間売電収入の0.5%が上限となるのか、もしくは各年割合は異なり、事業期間中の割合を平均して0.5%を上限となるようにするのか（例：0.7%となる年もあるが0.3%となる年もあり期間によっては出捐の額が0.5%を上回る場合もあるのか）ご教示頂きたい。	同上
245	公募占用指針	別添 3. (2)	2	発電量は各年で変動するが、仮に毎年額面（具体的な金額）で協議会と基金の出捐金額を決定する場合、売電収入が計画に達しなかった場合であっても、協議会と合意した金額を支払う必要があるのか。或いは売電収入が計画を下回った場合には出捐額も変更が出来るのか。また、計画値を上回った場合の取り扱いに就いても御教示いただきたい。	同上
246	公募占用指針	別添 3. (2)	2	基金への出捐金額の上限は設けられるのか否か。公募占用計画に事業者が記載した出捐金額を上回って支払うケースは有り得るのか、御教示頂きたい。	同上

247	公募占用指針	別添 3. (2)	2	公平性や地元との合意形成の観点からも、基金出捐スケジュールを示していただきたい。事業者としても、協議会や漁業関係者の要望を最大限踏まえた提案を差し上げるべく、基金の金額や時期について協議会より提示いただきたい。	同上
248	公募占用指針	別添 3. (2)	2	基金の出捐先となる対象組織をご教示ください。また、出捐された基金を各対象組織にどのような割合で配分する予定かについても合わせてご教示ください。	基金の設置者は、事業者選定後の協議会において議論することとなります。
249	公募占用指針	別添 3. (2)	2	「選定事業者は、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、漁業影響調査を行うこと。漁業影響調査は、原則として発電事業の実施前の調査を含むものとし、その具体的方法及び時期については関係漁業者、学識経験者及び地元自治体の意見を聴取するとともに、その意向・助言を尊重すること。」とあるが、一方で12月24日に開催された協議会構成員による説明会では、漁業影響調査の具体的方法等は「事業者決定前に決める」というご説明があったが、地元関係者との接触禁止のルールがあるところ、いつ、どのような形で協議して決めるのかをご教示ください。	風車の設置に同意出来ない場所については、漁協からは現段階で一律にお示しすることはできないと申し上げており、結論としては、協議会意見とりまとめに書いてあるとおり、洋上風力発電設備等の設置位置については選定事業者が漁業への影響を十分に考慮し、関係漁業者への丁寧な説明と協議を行うこととします。したがって公募期間中に風車の設置位置について関係漁業者と協議することは想定していません。
250	公募占用指針	別添 3. (2)	2	パブリックコメント No. 726、767 において「基金への出捐の時期は、基金の具体的な用途や事業者の事由も踏まえて、事業者選定後に協議会構成員や基金設置者との調整を経て確定するものと考えております。」との回答だが、事業計画立案時に織り込んだ出捐時期を公募後に変えることが可能という理解で良いか。回答の通り、基金への出捐時期やその内容については協議会構成員や基金設置者との協議により最適な時期・内容で行うべきものと考えており、事業計画に織り込む出捐時期・金額はあくまでも現状想定ということで変更可能との理解で良いか。	ご理解のとおりです。
251	その他			12月24日に開催された協議会構成員による説明会のなかで、「促進区域内であればどこでも風車が設置できるわけではない、事前に相談して欲しい」というご説明があったが、地元関係者との接触禁止のルールがあるところ、いつ、どのような形で事前に相談すべきか、ご教示ください。	風車の設置に同意出来ない場所については、漁協からは現段階で一律にお示しすることはできないと言われており、結論としては、協議会意見とりまとめに書いてあるとおり、洋上風力発電設備等の設置位置については選定事業者が漁業への影響を十分に考慮し、関係漁業者への丁寧な説明と協議を行うこととします。したがって公募期間中に風車の設置位置について関係漁業者と協議することは想定していません。
252	その他			12月24日の協議会構成員による説明会において、漁業者より、風車の設置位置については漁業の操業実態に応じて調整が必要であり、場合によっては公募選定後に風車位置の変更を要望することもありうる旨のご説明を頂きました。事業者として漁業者のご意向を尊重すべきと考える一方、公募選定後に風車位置変更や風車数削減が必要になった場合、事業計画に多大な影響を及ぼすことが想定されず。このような場合には、売電単価の増額見直しを含む公募占用計画の変更を認めて頂けると想定してもよろしいのでしょうか。	供給価格の増額は、公募占用計画の評価が下がる変更となるため、原則として認められません。

253	その他	<p>基金への出捐は事業計画上の売電収入によって確定するのではなく、今後の実際の売電収入の実績に基づき（事業計画を基に算出された金額を出捐するわけではなく、売電収入が減った場合も含め実際の売電収入で金額を出捐）協議会で議論するという理解で良いか。</p>	<p>御指摘の地域・漁業共生策の基金に関する詳細の内容については、事業者選定後の協議会において議論し決定されるものと考えます。</p>
-----	-----	---	---

<秋田県由利本荘市沖（北側・南側）>

番号	該当箇所		質問	回答
254	公募占用指針	第3章(1)	由利本荘沖の北側と南側で、それぞれ異なる事業者が選定された場合、基地港の利用が輻輳しスペース不足が想定されるが、その場合の対応は考えられておりますでしょうか。	ご指摘のケースを含め、同時期に公募した案件で使用時期の重複があった場合には、当該事業者と国との間で必要な協議を行います。
255	公募占用指針	第8章(5)	パブリックコメント 757 の回答にはトッランナーの評価に際しては、「供給価格及び事業実現性に関する評価は各区域毎ではなく全区域の提案をそれぞれ相対的に評価」とあることから北側・南側・一括提案の区別なくトッランナーを1者選ぶと解され、これは8月28日の第6回大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会議にて、2区域まとめた公募実施にあたっては両区域一括提案についても、片側提案についても「それぞれを240点満点で相対的に評価」と整理された評価方法に合致すると考えられます。しかるにパブリックコメント419の回答にある、トッランナーの評価に際しては「北側、南側、一括提案のそれぞれの区域毎に評価を実施し、評価点で相対比較を行う」と整理されるの相対比較を行うと整理されるのは、仮に同一の事業者が一括提案及び片側提案を同一内容で提出した場合、当該事業者の一括提案の「事業計画の実現性」の項目がトッランナー評価されたとしても内容が同一であることをもって、当該事業者の片側提案がトッランナーと評価されず、評価は「北側、南側、一括提案のそれぞれの区域毎に」行うとの整理を示すとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
256	公募占用指針	第8章(5)	FIT認定から8年以内に、東北電力ネットワークによる負担金工事が終わらない(FIT売電前の使用前自主検査完了に要する十分な期間が確保できない)リスクに対して、事業者は連系地点まで独自に送電線敷設工事を実施せざるを得ない。したが、由利本荘沖の北側と南側で、それぞれ異なる事業者が選定された場合、それぞれで連系地点まで独自に送電線敷設工事を実施する必要があり、用地交渉や許認可手続きが輻輳することによる地元の混乱や、送電線の工事内容及び設備について回避可能な重複が生じかねない。港湾同様にこれらの輻輳・重複について国側で調整を行う想定はあるか。	そのような想定はございません。
257	公募占用指針	別添 2 3.(2)	各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること、と記載があるが、協議会の中で、どのように決議されるのか(多数決なのか等の決議要件)に就きご教示頂きたい。	現時点では決議要件については未定です。
258	公募占用指針	別添 2 3.(2)	基金の出捐等の規模については売電収入の0.5%目安、各年度の出捐金額の額については必要な協議をするとあるが、協議の結果によっては年間の出捐金額が0.5%以上となる可能性もあるということか。仮に毎年の協議会との協議に合意できなかった場合、事業の中断を要求されるといった可能性はあるのか。	「基金への出捐等の規模(総額)については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安」としているものであり、年間の出捐金額は必ずしも一律になることは想定していません。なお、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドラインに記載のとおり、公募で選定された選定事業者は協議会の構成員となります。

259	公募占用指針	別添 3. (2)	2	「基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする。また、各年度の基金への出捐等の額、用途、その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対して必要な協議をすること」と記載があるが、公募占用計画の資金計画の中で事業者が記載した基金への出捐等の規模の「総額」に関し、事業期間終了までに、基金への出捐等の総額の実績が、当初事業者が計画していた総額を結果として超えた金額は事業者の負担となるのか御教示いただきたい。或いは、各年度の協議会構成員との協議の際、公募占用計画提出時に事業者が計算した基金への出捐等の「総額」が出捐金額の上限になるか、御教示いただきたい。	具体的な基金への出捐金額など基金の運用詳細については事業者選定後の協議会において議論し決定されるものと考えます。
260	公募占用指針	別添 3. (2)	2	毎年の協議会との基金の出捐額の決め方は年間売電収入の0.5%といったようなパーセンテージ（割合）で決めるのか、もしくは具体的な金額（例：年間売電収入の0.5%と見込まれる具体的な金額＝絶対値）で決定するのかどちらとなるのかご教示頂きたい。 仮に、事業者が公募占用計画、基金への出捐等のパーセンテージを0.5%で提案し、且つ毎年の基金への出捐額はパーセンテージ（割合）で各年決まるとなった場合、当該年の基金への出捐の割合は年間売電収入の0.5%が上限となるのか、もしくは各年割合は異なり、事業期間中の割合を平均して0.5%を上限となるようにするのか（例：0.7%となる年もあるが0.3%となる年もあり期間によっては出捐の額が0.5%を上回る場合もあるのか）ご教示頂きたい。	同上
261	公募占用指針	別添 3. (2)	2	発電量は各年で変動するが、仮に毎年額面（具体的な金額）で協議会と基金の出捐金額を決定する場合、売電収入が計画に達しなかった場合であっても、協議会と合意した金額を支払う必要があるのか。或いは売電収入が計画を下回った場合には出捐額も変更が出来るのか。また、計画値を上回った場合の取り扱いに就いても御教示いただきたい。	同上
262	公募占用指針	別添 3. (2)	2	基金への出捐金額の上限は設けられるのか否か。公募占用計画に事業者が記載した出捐金額を上回って支払うケースは有り得るのか、御教示頂きたい。	同上
263	公募占用指針	別添 3. (2)	2	公平性や地元との合意形成の観点からも、基金出捐スケジュールを示していただきたい。事業者としても、協議会や漁業関係者の要望を最大限踏まえた提案を差し上げるべく、基金の金額や時期について協議会より提示いただきたい。	同上
264	賃貸借契約書 (案)	全般		秋田港の貸付料について、港湾区域の洋上風力案件の事業者との協議の状況について情報提供いただけますか。 - 港湾区域の洋上風力案件は「他の貸借人」に含まれるのか。 - 秋田港賃貸量の按分に使われる出力 - 港湾案件の契約期間	港湾区域の洋上風力案件は「他の貸借人」に含まれます。賃貸借契約の締結状況については、国土交通省港湾局 HP にて公表する予定です。
265	賃貸借契約書 (案)	第2条		秋田県由利本荘市沖については、先行している秋田県港湾区域内のプロジェクトが、「他の貸借人」となるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

<千葉県銚子市沖>

番号	該当箇所		質問	回答
266	公募占用指針	第2章(1)	鹿島港外港公共埠頭の最大耐荷重はいくらか、不足する場合は事業者が対応するの か。	関東地方整備局港湾空港部まで問い合わせください。
267	公募占用指針	第3章(1)	鹿島港の利用は建設時のみで維持管理港を別の港で検討した場合においては、建設 期間(例4年)のみの賃貸借契約および貸付料(例55億円/20年×4年=11億円) でよいのか。	利用形態・利用期間に関わらず公募占用指針に記載の貸付料の支払い が必要です。
268	公募占用指針	別添 2 3.(2)	公平性や地元との合意形成の観点からも、基金出捐スケジュールを示していただき たい。事業者としても、協議会や漁業関係者の要望を最大限踏まえた提案を差し上 げるべく、基金の金額や時期について協議会より提示いただきたい。	具体的な基金への出捐金額など基金の運用詳細については事業者選 定後の協議会において議論し決定されるものと考えます。
269	公募占用指針	別添 2 3.(3)	12月23日に開催された銚子沖案件に対する説明会の質疑にて、既存の洋上風力発 電設備への影響評価ならびに同風車保有事業者との調整は、事業者選定後で良いと 回答有った。提案段階において、協議会取りまとめ意見に基づき既存の洋上風力発 電設備への配慮は行うものの、同事業者との調整有無が評価へ影響を及ぼさないと 理解して良いか。	ご理解のとおりです。
270	公募占用指針	別添 2 3.(3)	協議会意見とりまとめに「既存の洋上風力発電設備へ影響が生じないよう評価や対 応を実施」とあるが、『既存の洋上風力発電設備が存続し続けること』が、提案事業 者同一の条件であることを明記頂きたい。例えば、当該発電設備を保有する事業者 と本公募参加者との間に資本関係、人的関係がある場合は、本公募参加者のみ先行 的な検討や撤去を想定した計画も可能である為、促進区域の活用条件に差が生じ公 平性に欠けると懸念する。	協議会意見とりまとめを踏まえれば、促進区域内に既存の洋上風力発 電設備があることを前提とした公募となっておりおります。
271	様式集	様式 4-3	保証金の内容が秋田県由利本荘市沖になっていますが、正しくは千葉県銚子市沖と の理解です。	ご指摘のとおり誤植ですので、正しい記載に修正の上ご活用願いま す。
272	その他		構成員による説明会にて公表された基金使用用途・金額について、今後追加される ことはあるのか。	具体的な基金の運用方法は、事業者選定後の協議会において議論し決 定されるものと考えます。